

第5章 公益事業等防災計画

第1節 電力施設 (中国電力ネットワーク株式会社広島ネットワークセンター・広島北ネットワークセンター、中国電力株式会社西部水力センター)

中国電力ネットワーク(株)広島ネットワークセンター・広島北ネットワークセンター、中国電力(株)西部水力センターにおいては、「中国電力・中国電力ネットワーク防災業務計画」に基づき、電力施設の災害対応及び復旧対策に万全を期する。

第1 事業所の現況

中国電力ネットワーク(株)および中国電力(株)の広島市地域にある本社及び事業所は別表1のとおりである。

第2 災害対策組織

1 災害対策組織の編成

本社、ネットワークセンター・水力センターの機関は、担当区域内に非常災害が発生した場合又は発生が予測される場合には、防災体制を発令する。防災体制には警戒体制、非常体制及び特別非常体制があり。防災体制の発令基準は別表1のとおりである。

防災体制が発令された場合、次の表のとおり、本社、ネットワークセンター・水力センターでそれぞれ対策組織を編成する。

区分	本社	ネットワークセンター・水力センター
警戒体制	災害対策準備総本部	災害対策準備本部
非常体制	災害対策総本部	災害対策本部
特別非常体制	特別災害対策総本部	特別災害対策本部

2 組織編成および各班の任務

- (1) 本社における対策組織の組織編成・任務は、別表2のとおりである。
- (2) ネットワークセンター・水力センターにおける対策組織の組織編成・任務は、別表3のとおりである。

3 防災体制時の動員

防災体制時の動員は、あらかじめ定めておき、災害の規模・その他の状況により増員を行う。

第3 情報連絡体制

情報連絡・報告経路

防災体制下の情報・指令伝達経路は別表4のとおりである。

第4 防災業務施設および設備の整備

1 観測・予報施設および設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ・テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図る。

2 通信連絡施設および設備

災害時の情報連絡・指示・報告等のため、必要に応じ諸施設および設備の強化・整備を図る。

第5 風害予防対策

台風に伴う強風や突風等による被害を最小限度にとどめるため、次の対策を講じる。

1 予防広報

- (1) 断線した電線への接触注意呼び掛け
- (2) 停電に備えラジオ・懐中電灯等の準備呼び掛け

2 現在設備の被害防止

- (1) 発・変電所構内及び周辺の臨時巡視
- (2) 碓子水洗の事前実施
- (3) 飛散あるいは倒壊による設備被害防止対策実施
- (4) 窓・扉等開閉部の点検・補修

3 工事中設備の第三者への被害防止

- (1) 工事中箇所の臨時巡視
- (2) 工事中設備の飛散・飛来あるいは倒壊による被害防止対策実施

4 復旧資器材の点検・整備

- (1) 碓子・電線等復旧資材の点検・整備
- (2) 移動発電機等非常用機器の運転確認

5 長期計画による整備事項

- (1) 送電線新設ルート決定に際し風の収束する地点の回避
- (2) 耐塩碓子への取替え推進
- (3) 電線接近樹木の計画的伐採
- (4) 耐風強度を持った設備の建設
- (5) 電線の地中化推進

第6 浸水予防対策

高潮等による浸水被害を最小限にとどめるため、次の対策を講じる。

1 現在設備の被害防止

- (1) 発・変電所構内及び周辺部の臨時巡視
- (2) 土のう、排水ポンプ等の点検・整備
- (3) 漏水が予想される箇所があれば応急修理

2 工事中設備の第三者への被害防止

- (1) 工事中箇所の臨時巡視
- (2) 掘削現場（地中埋設管路工事等）の崩壊防止実施

3 復旧資器材の点検・整備

移動発電機等非常用機器の運転確認

4 長期計画による整備事項

- (1) 防水扉、角落し等浸水対策推進
- (2) 発・変電所新設時浸水対策の考慮

第7 停電応急対策計画

停電の社会的影響の重大さに鑑みライフライン確保を中心に、次の対策を講じる。

- 1 設備被害に対しては原則として応急の復旧工法により早期送電を図る。
- 2 系統切替・転負荷等停電時の復旧マニュアルを作成する。
- 3 停電復旧のための支援要請箇所及び連絡方法を整備する。

第8 災害広報・広聴計画

災害時のお客さま、報道関係者等に対する停電状況及び復旧状況等の情報周知を迅速・的確に行うとともに、お客さまの要望、苦情、相談等に親切に対応する。

1 広報活動

- (1) フリーダイヤル、コンタクトセンター、停電情報アプリによる停電情報のお知らせ（停電状況、復旧状況等）
- (2) 広報車両・拡声放送によるお知らせ
- (3) ラジオ、テレビ、新聞等を活用したタイムリー情報の提供
- (4) 電話、ポスター、文書等によるお知らせ
- (5) 行政機関の放送設備等を活用した情報の提供

2 広聴活動

災害の状況により、営業所等のお客さま対応窓口の拡充を図る。

第9 応急復旧活動

1 電力施設の応急復旧

非常災害の防護、復旧の任務は、復旧班が当たるが、対策命令の伝達経路は、社内規程の「組織管理規程」に定める組織系列による。

非常災害が発生した場合は、社内要員は各持場に待機し、応変の活動を行う。また、工事請負者に協力を依頼する。

復旧に際しては、被害の状況、施設の重要度、その時点の工事能力及び復旧資材の状況等を総合的に勘案して、極力短時日の復旧に努める。

2 復旧方針

復旧に当たっては、電力確保に重要な電力施設の復旧を優先する。

3 火災発生の場合

火災発生の場合は、現場の警察官・消防関係者と緊密な連絡をとり、危険予防の措置を行う。送電を継続することが危険と認められる場合は、送電を停止する等の措置を行う。

4 地震時における危険防止措置

震災時において送電又は配電を行うことが危険であると認められる地域に対しては、送電又は配電の遮断等の適切な危険防止措置を講じる。

5 要員及び資機材の確保

(1) 復旧要員

災害復旧に必要な要員は、あらかじめ定める動員計画に基づき、被害状況に応じて必要な人員を確保するとともに、状況によっては協力会社等及び他の電力会社に応援を依頼する。

なお、他の電力会社に応援を依頼する場合は、応援要員の宿舎と工事車両の駐車場を確保する。

(2) 復旧資器材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施するものとし、不足する場合

は他の電力会社に融通を依頼する。

6 行政機関への協力要請

応急復旧の工事を実施するため必要な用地・資材の緊急確保等については、状況により県知事、市長に協力を要請する等適切な方途を講じる。

7 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため、地域防災機関へ要員を派遣する等連携を緊密にする。

第10 広島市との連絡体制

1 連絡窓口

区 分		昼 間	夜 間（休日）
中国電力ネットワーク(株) 広島ネットワークセンター (災害対策本部)	設 置 中	支援班（総務課） TEL 545-2106 FAX 545-2127	
	設置されていない場合	総務課 TEL 545-2106 FAX 545-2127	総務課 TEL 090-9507-6815
広島市災害対策本部	設 置 中	災害対策本部/危機管理室危機管理課 TEL 504-2596	
	設置されていない場合	危機管理室災害対策課 TEL 504-2656	

※停電情報については、原則として、災害対策本部設置時は、本社総本部（広島県域対応）から各ネットワークセンター（広島、矢野、広島北、廿日市）エリアをとりまとめのうえ、FAXにより情報提供を行う。

2 情報連絡員の派遣

有線の途絶等により広島市（災害対策本部）から情報連絡員の派遣を要請された場合または中国電力ネットワーク株式会社から派遣すべきと判断した場合に、中国電力ネットワーク株式会社は広島市（災害対策本部）へ要員派遣を行うものとし、次の任務を行う。

【派遣要員の役割】

- ・ 停電状況・復旧状況等の自治体への情報提供
- ・ 道路等の被災・復旧状況の自治体からの情報収集

別表 1

《広島市地域にある本社・事業所》

名 称	所 在 地
中国電力(株)本社	広島市中区小町 4-33 (082) 241-0211
西部水力センター	広島市安佐北区亀山西二丁目 3-30 (082) 819-0019
中国電力ネットワーク(株)本社	広島市中区小町 4-33 (082) 241-7711
広島ネットワークセンター (中区・南区・西区・東区)	広島市中区竹屋町 2-42 0120-748-510
矢野ネットワークセンター (安芸区)	広島市安芸区矢野新町二丁目 3-21 0120-525-089
広島北ネットワークセンター (安佐南区・安佐北区)	広島市安佐南区緑井一丁目 25-28 0120-516-850
広島北ネットワークセンター 亀山西事務所	広島市安佐北区亀山西二丁目 3-30 0120-516-850
廿日市ネットワークセンター (佐伯区)	廿日市市串戸六丁目 5-12 0120-517-370

《防災体制の区分》

防災体制の区分	発令の考え方
警 戒 体 制	災害発生が予測される場合 その他必要な場合
非 常 体 制	災害が発生し、応急対策を実施する必要がある場合
特別非常体制	甚大な災害が発生し、復旧に相当の時間を要するなど社会的影響が非常に大きい場合

別表2

本社における対策組織の組織編成・任務

	本 部 長	副 本 部 長
警 戒 体 制	中国電力株式会社 地域共創本部部長	中国電力ネットワーク株式会社 系統運用部長
非 常 体 制	中国電力株式会社 地域共創本部長	中国電力ネットワーク株式会社 社長
特別非常体制	中国電力株式会社 社長	中国電力ネットワーク株式会社 社長 中国電力株式会社 地域共創本部長

班 名	任 務
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の集約・連絡・報告 (気象情報、停電状況、事故状況、設備被害、復旧状況、復旧目標等) ・官公庁との対応・報告 (経済産業省【電力安全課】、内閣府、中国四国産業保安監督部、 中国地方整備局、電力広域的運営推進機関等) ・総本部各班の総合取りまとめ ・総本部の運営・記録
報道班	<ul style="list-style-type: none"> ・報道対応状況等の集約および報告 ・報道資料の関係支社対策室および事業所本部との調整 ・報道機関への発表、対応 ・インターネットによる広報（ホームページ、SNS等） ・広告・安全PRの実施
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さま対応状況等の集約および報告 ・お客さま対応（電話対応、停電周知ほか） ・お客さま対応要員に関する関係事業所本部間の調整
復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ・設備被害、復旧状況の集約・連絡 ・復旧目標および復旧計画の調整 ・本部間の復旧資機材、要員に関する関係事業所本部の調整 ・応急対策、復旧方法等の技術的指導・助言 ・部門または他の電力会社等への復旧要員応援要請 〔総合復旧班長が指名された際の任務〕 ・復旧班相互の調整 ・総合的な復旧目標の調整
支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・官公庁への応援要請およびその状況の集約・連絡 ・復旧資機材の調達・輸送情報の集約および報告 ・復旧資機材の確保および輸送手段の確保 ・他の電力会社等への復旧資機材応援要請 ・建物被害の復旧対応および車両修理手配 ・非常災害対策室の設営および運営の支援 ・対策要員の宿舎・食料等の確保 ・従業員居住家屋（自宅、借家および社宅・寮）の被害状況の集約・連絡・報告 ・従業員および応援者の健康管理 ・従業員の安否確認およびその状況の集約・連絡 ・従業員と従業員家族間の安否状況連絡 ・防疫対策

(注)総合復旧班長は、災害の規模により指名する。

別表3

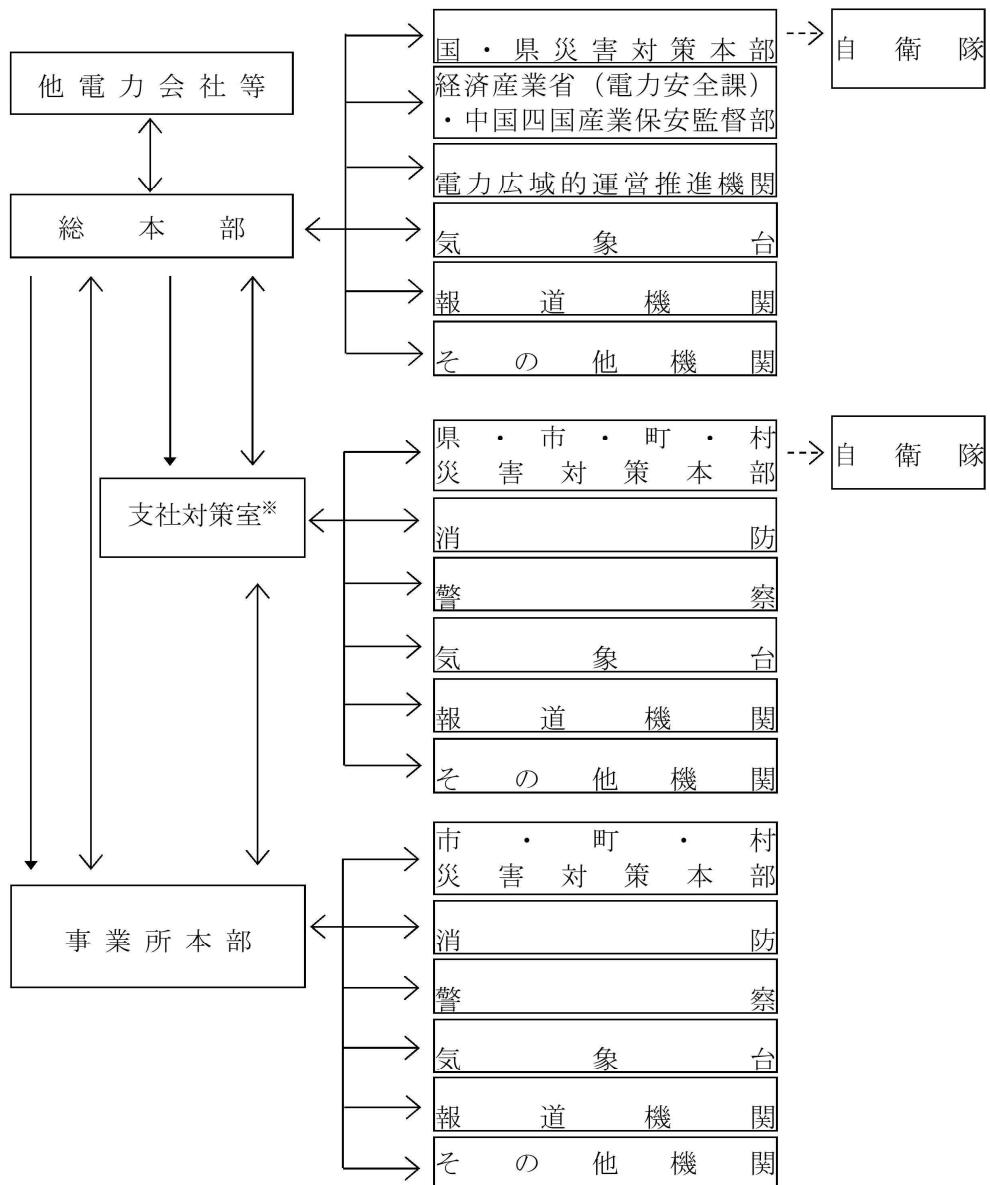
事業所における対策組織の組織編成・任務

防災体制の区分	本 部 長	副 本 部 長
警 戒 体 制	事業所の長	事業所の長が指名した者
非 常 体 制		
特 別 非 常 体 制		
	班 名	任 务
	情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の集約・連絡・報告 (気象情報、停電状況、事故状況、設備被害、復旧状況、復旧目標等) ・各班情報の総合取りまとめ ・本部の運営・記録
	復旧計画班	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の復旧目標・復旧計画の調整・作成 ・県内の応援派遣調整 ・配電関係の県内での情報の集約・連絡・報告 (停電状況、事故状況、設備被害、復旧状況、復旧目標等) ・配電関係の総本部復旧班との調整 (復旧資機材・各県との応援派遣等)
	広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さま対応・報道対応状況等の集約および報告 ・官公庁（市町村、警察署）との対応・報告 ・お客さま対応（電話対応ほか） ・報道資料の総本部広報班との調整 ・報道機関への発表、対応 ・広告・安全PRの実施 ・特別高圧のお客さまの停電状況の集約・連絡・報告 ・お客さま対応（停電周知対応）
	復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ・設備被害、復旧状況の集約・連絡・報告 ・復旧目標および復旧計画の作成および復旧対応 ・NTT等への復旧依頼、復旧協力 ・配電関係の担当区域の情報の集約・連絡・報告（復旧班〔配電〕） (停電状況、設備被害、復旧状況、復旧資機材・復旧要員等に関する情報) ・総本部復旧班との連絡・調整（復旧班〔送変電〕）
	配電運転班	<ul style="list-style-type: none"> ・制御所運転機関との連絡・調整 ・遠制（配電自動化システム）による自動開閉器操作・指令 ・手動開閉器操作の指令
	支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・官公庁への応援要請およびその状況の集約・連絡 ・事業所建物被害の応急対応 ・事業所建物被害対応に関する関係箇所への報告 ・車両修理手配 ・非常災害対策室の設営および運営の支援 ・対策要員の宿舎・食料等の確保 ・従業員居住家屋（自宅、借家および社宅・寮）の被害状況の集約・連絡・報告 ・従業員および応援者の健康管理 ・従業員の安否確認およびその状況の集約・連絡 ・従業員と従業員家族間の安否状況連絡 ・防疫対策

(注) 廿日市・広島北・矢野ネットワークセンターは、復旧班のみ

対策組織が設置された場合の指令伝達・情報連絡経路

凡例：
 → 指令伝達・連携
 ← 情報連絡
 ↔ 派遣要請



(注) 経済産業省（電力安全課）をはじめ中央各府省庁ならびに関係箇所は、中国電力株式会社東京支社および中國電力ネットワーク株式会社企画部（東京事務所）が対応する。

* 広島県内は、支社対策室の役割を総本部が行う。

第2節 ガス施設（広島ガス株式会社）

災害発生に際し、ガス供給施設を防護し、被害の拡大を防止し、もって市民の安全確保及び被災者に対するガス供給を確保することを目的とする。

第1 ガス施設の現況

広島ガスは、広島市、廿日市市、呉市、尾道市、三原市、東広島市、福山市及びその周辺の約42万戸のお客さまに対し、導管により都市ガスを供給しており、広島地区お客様件数は、約35万戸である。

広島地区で使用されるガスは、廿日市工場より天然ガスを供給している。ガスの供給方式は、高圧、中圧A、中圧B、低圧の4段方式としており、それぞれの圧力に整圧器を用いて調整されている。

都市ガスの安定供給をめざして、ガス導管の拡充、整備に努めている。

1 事務所・事業所等

(広島地区)

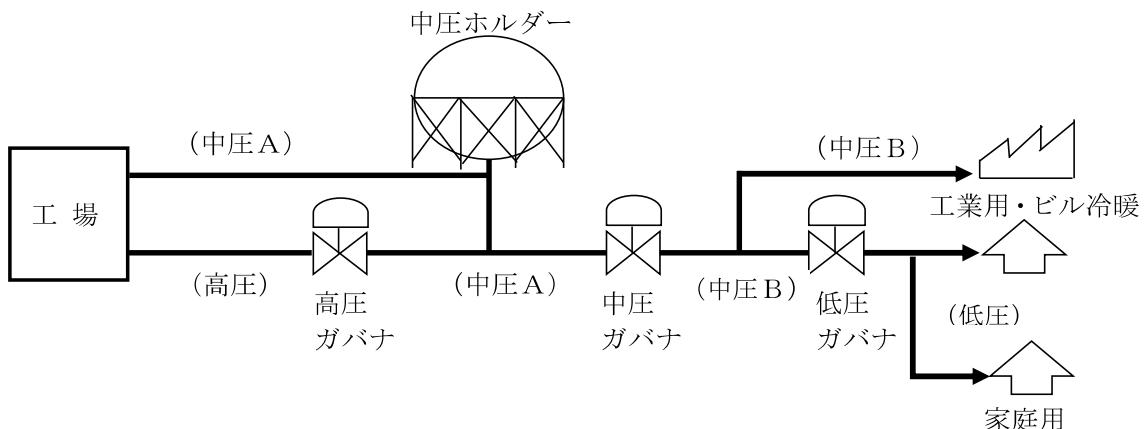
名 称	所在地 (電話番号)	所 管 業 務
本 社	広島市南区皆実町二丁目7-1 (082-251-3219)	お客さま対応、供給設備の新設及び維持管理
可部基地	広島市安佐北区亀山南五丁目33-1 (090-3176-2795)	供給製造設備の維持管理
廿日市工場	廿日市市木材港南12-20 (0829-32-9802)	都市ガスの製造

2 ガス導管の延長

(広島地区)

圧力別の導管	ガスの圧力範囲	延長数(km)
低 圧	0.1Mpa 未満	2,738
中 圧 B	0.1Mpa 以上 0.3Mpa 未満	300
中 圧 A	0.3Mpa 以上 1.0Mpa 未満	188
高 圧	1.0Mpa 以上	21
合 計		3,247

3 ガスの供給方式



4 ガスホルダー設置数

(広島地区)

事業場	型 式 (圧力 MPa)	幾何容量 (千m ³)	所 在 地
海 田	球 形 (0.95)	4	安芸郡海田町明神町 2-118
皆 実	球 形 (0.635) " (0.99)	10 15	南区皆実町一丁目 10-18 "
高 阳	球 形 (0.65)	15	安佐北区亀崎四丁目 24-1
廿 日 市	球 形 (0.95)	15	廿日市市木材港南 12-20

5 整圧器設置数

(広島地区)

台 数	538 台
箇 所 数	330ヶ所

6 供給エリア

(広島地区)



第2 防災措置

1 災害防止のための体制の確立

台風、洪水、高潮、地震、津波、火災、その他による広範囲にわたるガス施設の災害の防止及び被害の軽減を図るため、災害復旧活動の組織、人員及び器材の整備を図り、迅速な復旧をなしうる体制を確立するものとする。

災害の発生が予想され又は発生した場合には、災害の程度に応じて速やかに次に掲げる態勢をとるものとし、そのそれぞれの組織及び分担業務は別に定める。

- (1) 第1体制「警戒体制」 災害発生予知情報を把握した場合
- (2) 第2体制「災害対策連絡体制」 ガス施設の破損等による異常・被害が比較的軽度な場合
- (3) 第3体制「災害対策本部体制」 ガス施設の破損等による異常・被害が甚大な場合

2 ガス漏えい及び導管事故等に対する措置

ガス漏えい及び導管事故等の未然防止及びその拡大防止を図るために、お客さま等からのガス漏えい等の通報に対する受付及び連絡を迅速かつ確実に行うものとする。

ガス漏えい及び導管事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合には通報の内容に応じて一般出動、緊急出動又は特別出動により現場に出動し、状況に応じた適切な処理を迅速に講じるものとする。(別表1 「事故内容と特別出動体制」参照)

3 事故発生時の体制

事故発生時には、事故拡大の防止及び復旧のため、保安統括者があらかじめ定める事故の程度に応じた体制に従い、速やかに措置を講じるものとする。(別表2 「特別出動体制と役割」参照)

4 器材の整備

災害及び事故の発生時の被害を最小限にするとともに、早期復旧を図るために、必要な器材を備えておくものとする。

第3 地震災害への対応

1 地震時の考え方

- (1) 一定震度(震度5弱以上)の地震が発生した場合、社員は速やかに自動出社し、点検あるいは復旧に必要な要員を確保する。
- (2) ガス設備に被害が発生し、重大な二次災害が予測されるときは、供給停止を行う。ただし、部分的にガスの供給を停止することにより、保安の確保が可能な場合は、バルブを操作する等により導管を遮断することで、これを行う。
- (3) ガスの供給停止を行ったときは状況によって中圧導管内残留ガスの大気放散を行う。

2 地震発生に対する諸施策

(1) 地震計の設置

地震発生時の情報収集のため、地震計を設置している。

(2) ブロック化バルブの設置

ガスの供給停止後の早期復旧を図るため、復旧ブロックを前もって設定しブロックバルブを設置している。

(3) ポリエチレン管の敷設

ガス導管の新設及び入替に対し、耐震性を有するポリエチレン管を積極的に敷設している。

(4)マイコンメータの設置

震度5弱程度の地震が発生した時に、自動的にガスを遮断する機能を有したマイコンメータを設置している。

(5) テレメータ装置による監視

平常時及び地震発生後、供給状態の異常の有無を早期に把握するため、中央監視制御室にテレメータ装置を設置し、各地区の主要な圧力、流量を常時監視している。

(6) 無線設備の配備

保安車両に無線設備を配備するとともに、基地局、中継局には非常用自家発電機を設置し、地震等災害による停電時の通信手段を確保している。

3 地震発生時の応急措置

- (1) 地震発生直後、ガスによる二次災害を防止するため、下記の情報を早期に把握するとともに、防災関係機関に通報し、緊急の措置の必要なときは、積極的にガスの供給停止等二次災害の防止に必要な措置を行う。

ア 主情報

- (?) テレメータにより収集された供給所、整圧室の流量及び圧力変化の状況
- (?) ラジオ、テレビによる情報
- (?) 県、市災害対策本部からの情報
- (?) 消防、警察からの情報

イ 補助情報

- (?) 住民からの情報
- (?) 橋梁、路線巡回のため派遣した調査班からの情報

- (2) 災害が発生、あるいは発生のおそれがあると判断されるときは、「災害対策本部」を設置し、次の事項を行う。

ア 被災情報の収集

- イ ガス供給停止の要否の判断、停止措置の指示
- ウ 工場の製造量、送出量の調整、停止措置の指示
- エ ホルダー出入弁の遮断の要否判断及び操作指示
- オ 工場、整圧器、中圧ラインの放散の要否判断及び操作指示

- (3) 広島市災害対策本部との連携

ア 災害対策本部を設置し、広島市災害対策本部（災害対策本部が設置されていない時は危機管理室）に連絡する。

イ 広島市との連絡窓口は、次のとおりとする。

区分		平日・昼間	休日・夜間	備考
広島ガス株	災害対策本部設置前	導管事業部 供給保安部 保安指令センター TEL 252-3032 TEL 251-3219		TEL251-3219 はガス漏れ、供給支障専用
	災害対策本部設置後	災害対策本部 TEL 251-3189		
広島市	災害対策本部設置前	危機管理室危機管理課 TEL 504-2653		
	災害対策本部設置後	災害対策本部/危機管理室危機管理課 TEL 504-2595		

ウ 有線の途絶等により広島市災害対策本部から情報連絡員の派遣要請を受けた場合は、必要と認める職員を同本部に派遣する。

エ 災害対策本部は、次に掲げる事項について隨時、市災害対策本部に連絡する。

- (イ) 地震によるガス設備の被害状況（特に市民生活に関わる事項を中心として）
- (ロ) 市民に対して伝達（広報）した、又はすべき事項
- (ハ) その他必要と認める事項

オ 災害対策本部を解散したときは、広島市災害対策本部（広島市に災害対策本部が設置されていないときは危機管理室）に連絡する。

4 復旧計画

(1) 復旧計画の作成

復旧計画の作成には、早期に被害状況を把握する必要があり、当社の行う被害調査及び行政機関からの被害情報を含めて、被害状況図を作成する。被害状況図をもとに、お客さまの被害の程度及び早期に供給再開可能な導管路線を調査し、復旧順位を決定する。

(2) 復旧作業

お客さま、行政機関、他公益事業者との協力を得て、迅速に復旧作業を行う。また、導管の復旧作業中の連絡方法として、移動無線機等を有効活用する。

ア 復旧地区のブロック化（ブロックバルブの閉止、導管の切断）

イ 需要家メーターガス栓の開栓

ウ 復旧ブロック内の漏洩検査

エ 本支管、供給管損傷箇所の修理

オ 都市ガスの供給再開（需要家ガス供給）

カ 内管検査（需要家のガス設備点検、検査）

キ 内管損傷箇所の修理

ク メーターガス栓の開栓

ケ ガス器具の燃焼確認

(3) 応援体制

工事関連業者に対しては、震度5弱以上の地震が発生した場合、速やかに自動出社し、責任者は広島ガス㈱導管事業部供給保安部へ集合するとともに、復旧作業員を確保するよう申し合わせておく。

地震災害によって、お客さまのガスの供給を停止した時、復旧までに長時間を要し、お客さまに大きな影響を及ぼすと判断される場合は、日本ガス協会に対し、必要な救援要請を行い、人員や資機材の確保を行う。

復旧作業時、応援事業者との連絡体制は復旧応援波を活用し、移動無線機による連携を図る。

(4) 平常からの準備

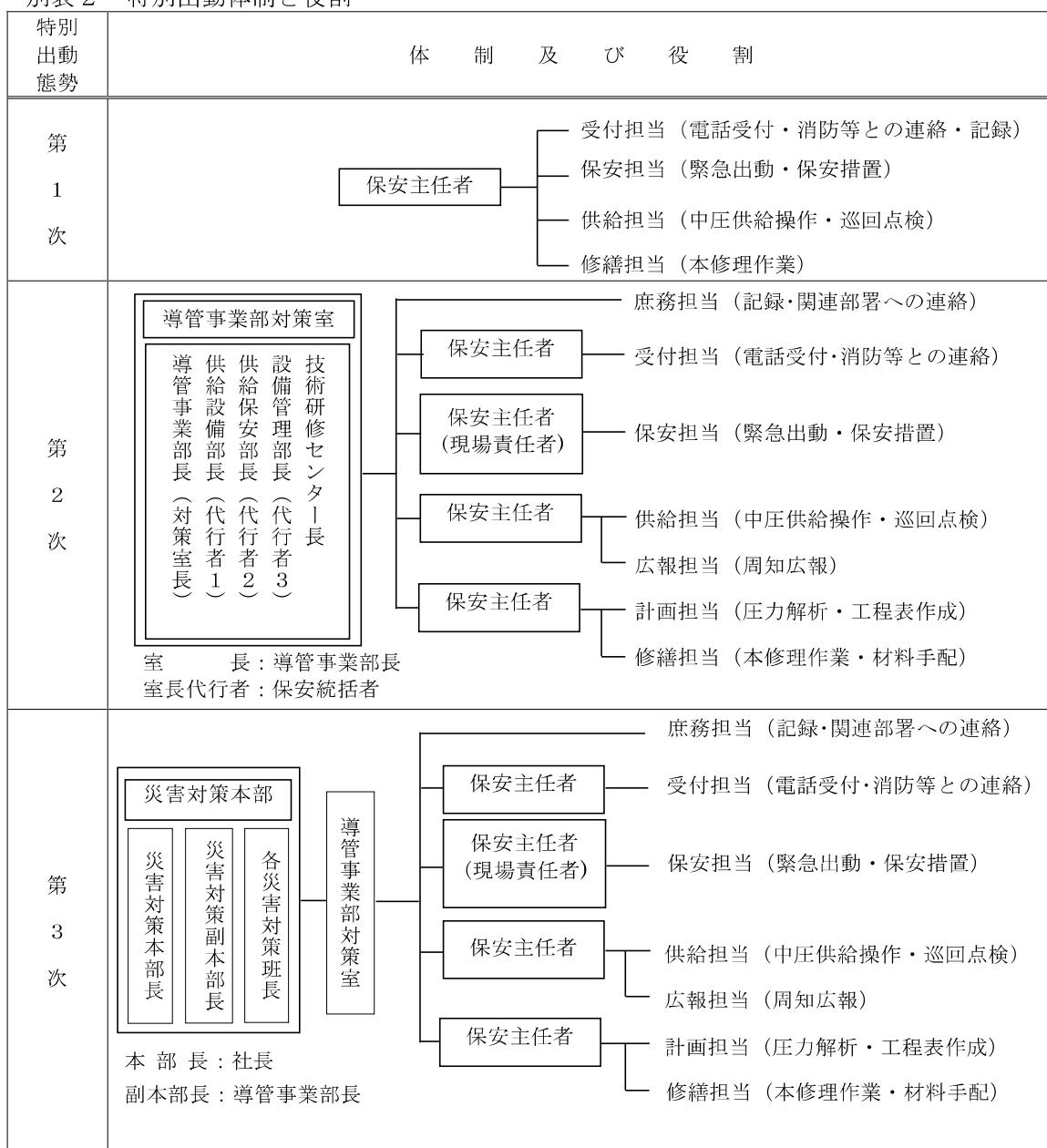
地震発生時における広島市公表の震度階分布図、液状化分布図等をもとに、ガス導管の被害想定状況を作成し、復旧規模の算定、応援復旧要員の職能別編成、復旧所要日数の算定を行う。

また、行政が主催する大規模災害を想定した防災訓練に積極的に参画するとともに、関連業者を含めた緊急措置訓練を行う。

別表1 事故内容と特別出動体制

特別 出動 体制	事 故 内 容 (例)				
	中毒・爆発	着火・ガスによる火災	導管の損壊によるガスの噴出	供給支障	その他の
第1次	○多数の中毒者 ○地下室の爆発	○低圧本管	○低圧本管	○30~100件	○大規模な火災 ○事故による大規模避難指示、大規模交通制限、家屋の破壊
第2次	○集合住宅、マンホールの爆発	○中圧管	○中圧管 ○他工事の覆工内の損壊	○101~300件	
第3次	○地下街の爆発	○高中圧管	○高中圧管 ○大規模他工事覆工内の損壊	○301件以上	

別表2 特別出動体制と役割

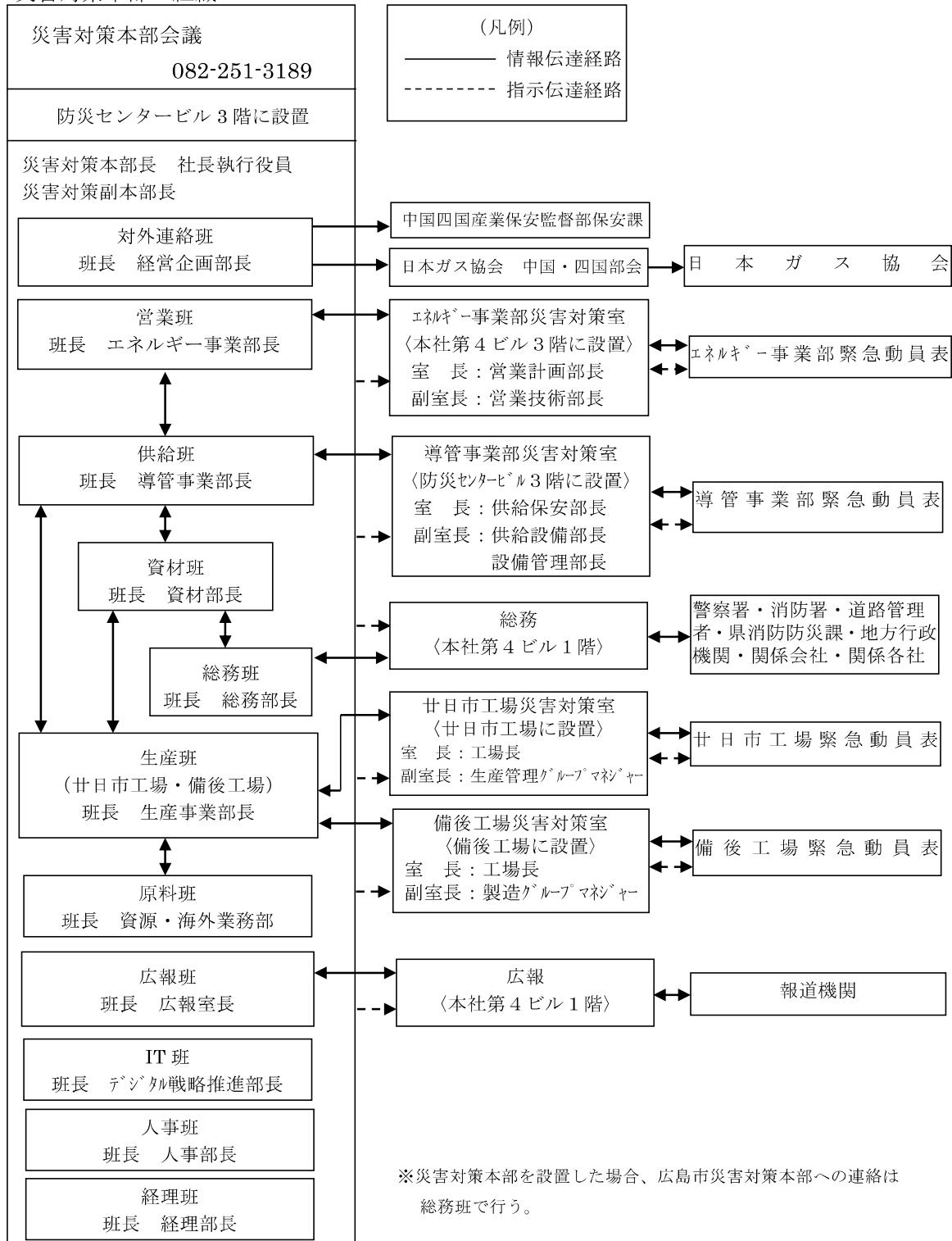


(注) 必要に応じて事業所間の応援体制等により要員を確保する。

別表3 保安指令センター（休日夜間における緊急出動体制）

担当	人 員
保安責任者	1
受付担当者	1
通信担当者	1
処理要員	10

災害対策本部の組織



第3節 電信電話施設 (西日本電信電話株式会社中国支店、株式会社NTTドコモ中国支社)

NTTグループ会社は、関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し重要通信をそ通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し、通信サービスの確保を図る。

第1 防災組織

非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めたときは災害対策本部を設置する。

- ・ 災害対策本部組織：別表1

第2 応急対策

1 重要通信の確保

(1) 通信利用制限

災害等により通信のそ通が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき通信の利用を制限（規制）する措置を行う。

(2) 重要通信の優先利用

防災関係機関については、通信の利用制限（規制）の対象としない「災害時優先電話」の承認を受けておくものとする。

また、災害時優先電話等に変更があった場合は、速やかにNTT西日本に変更を申し込み、承認を受けておくものとする。

※ 災害時優先電話の承認申し込み「116」

※ 非常電報・緊急電報申し込み「115」

2 非常通信の確保

(1) 特設公衆電話の設置

災害救助法等が適用された場合、孤立地域及び避難場所等への特設公衆電話の設置に努める。

(2) 臨時電話の設置

(3) 公衆電話の無料化

広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。

(4) 携帯電話及び衛星携帯電話の貸出し【NTTドコモ中国支社】

3 通信設備の応急復旧

被害を受けた通信設備は、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。

4 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」の提供

震度6弱以上の地震の発生時及び噴火等の発生により被災地に向けた電話が混み合ってかかりにくくなり、著しい通信の輻輳が発生した場合に、安否等の情報を円滑に伝達する災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」を速やかに運用する。

また、災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」を運用した場合、必要に応じ報道機関・自治体等の協力により、テレビ・ラジオ・防災行政無線等で利用案内を依頼する。

5 災害用伝言板サービスの運用

震度6弱以上の地震の発生時及び他の災害等により被災地のドコモ携帯電話に向けた電話が込み合ってかかりにくくなり、著しい通信の輻輳が発生した場合に、安否等の情報を円滑にする災害用伝言板サービスを速やかに運用する。

また、災害用伝言板サービスを運用した場合、必要に応じ報道機関・自治体等の協力により、テレビ、ラジオ、防災行政無線等で利用案内を依頼する。

6 広報活動

- (1) 広報車による広報活動を行う。
ア被災地と被災模様
イ復旧のための措置と復旧見込み時期
- (2) 掲示板等による広報（ホームページによる広報【N T T ドコモ中国支社】）
- (3) 必要に応じてテレビ・ラジオ等による放送を報道機関に、防災行政無線等による放送を行政機関に依頼するものとする。

第3 広島市災害対策本部との連携

- 1 広島市との連絡窓口は、次のとおりとする。

区分	昼間
N T T 西日本中国支店	082-226-2127

- 2 有線の途絶等により広島市災害対策本部から情報連絡員の派遣の要請を受けた場合は、必要と認める職員を同本部に派遣する。
- 3 災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、広島市災害対策本部（災害対策本部が設置されていないときは危機管理室）に連絡する。
- 4 災害対策本部は、次に掲げる事項について隨時、広島市災害対策本部に連絡する。
 - (1) 被害状況（特に市民生活に関わる事項を中心として）
 - (2) 市民に対して伝達（広報）した、又はすべき事項
 - (3) その他必要と認める事項

第4 情報ネットワークの整備

災害等が発生した場合において、電気通信サービスを確保するため、平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築する。このため次の電気通信設備等の防災計画を実施する。

1 電気通信設備等の高信頼化

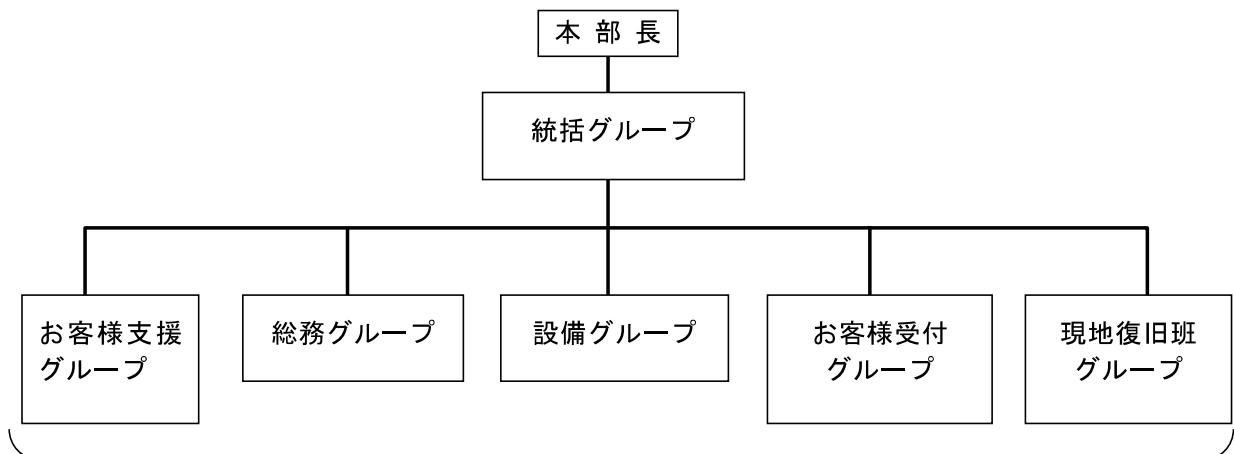
- (1) 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれのある地域について、耐水構造化を行う。
- (2) 暴風又は豪雪のおそれのある地域について、耐風・耐雪構造化を行う。
- (3) 地震又は火災に備えて、耐震・耐火構造化を行う。

2 電気通信システムの高信頼化

- (1) 主要な伝送路のマルート構成、若しくはループ構成とする。
- (2) 多様な中継交換機を分散設置する。
- (3) 大都市において、とう道網（共同溝を含む。）を構築する。
- (4) 通信ケーブルの地中化を推進する。
- (5) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- (6) 災害時優先電話について、加入者と協議し2ルート化を推進する。
- (7) 移動体通信設備の高信頼化【N T T ドコモ中国支社】

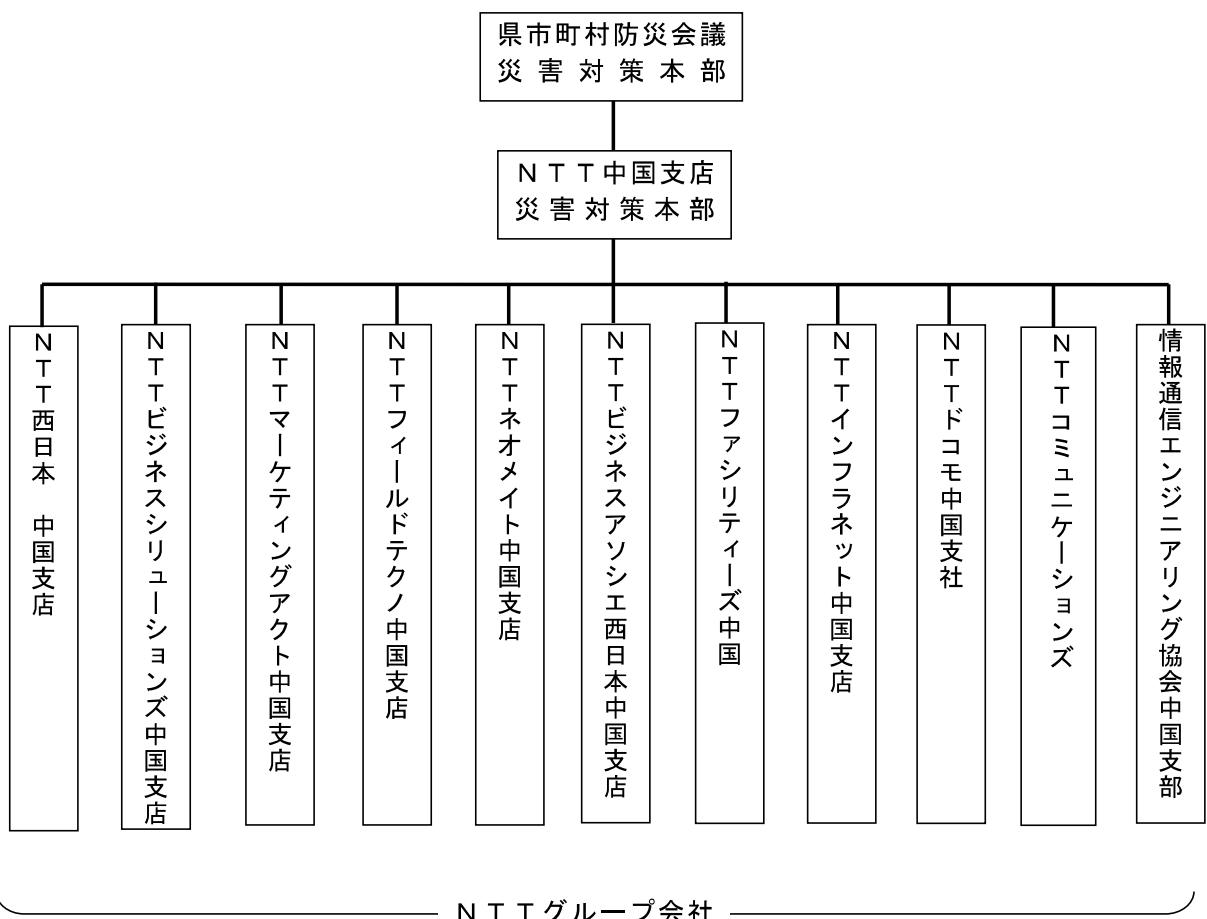
別表 1

N T T 中国支店の災害対策本部組織



参考

N T T グループの情報連絡体制



第4節 交通輸送施設

第1 西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部、西日本旅客鉄道株式会社山陽新幹線統括本部

1 施設の概況

広島市内には、山陽新幹線をはじめ山陽本線、芸備線、可部線、呉線の5線が営業しており、駅本屋、橋りょう、トンネル等状況は、別表1のとおりである。

2 主な現業機関等

広島市内に關係する主な現業機関等は、以下のとおりである。

主な現業機関等

支社名	区所名	所在地	電話番号
中国統括本部	広島駅	南区松原町2-37	262-9135
中国統括本部	広島指令所	東区二葉の里三丁目8-21	261-0033
中国統括本部	広島保線区	南区松原町2-37	261-0516
中国統括本部	広島土木技術センター	東区二葉の里三丁目8-21	261-2147
中国統括本部	施設指令（在来線）	東区二葉の里三丁目8-21	263-7545
山陽新幹線統括本部	広島新幹線保線区	南区松原町1-1	263-6230
山陽新幹線統括本部	広島新幹線土木技術センター	南区松原町1-1	263-3115
山陽新幹線統括本部	山陽新幹線地区指令（施設）	大阪市淀川区西中島7-16-76	06-7662-0901

3 応急対策

(1) 防災組織

ア 災害対策本部の設置

災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図るため、必要により支社に災害対策本部を設置し、次の業務を行う。

- (イ) 防災及び災害の情報に関すること。
- (ロ) 災害の未然防止に関すること。
- (ハ) 被害の拡大防止に関すること。
- (ニ) 災害復旧及び救護に関すること。
- (ホ) 応急輸送に関すること。
- (ヌ) その他の防災に関し必要なこと。

イ 現地復旧本部の構成

事故又は災害が発生した場合、災害の復旧を図るため、必要により現地に災害復旧本部を置く。

(2) その他の事項

その他の事項については、西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部、西日本旅客鉄道株式会社山陽新幹線統括本部の内部規程等により対処するものとする。

4 地震に対する対策

(1) 地震計の設置箇所

ア 在来線の設置箇所

設置場所	関係指令	電話番号
東区二葉の里三丁目	中国統括本部 広島指令所	261-0033

イ 新幹線の設置箇所

設置場所	関係指令	電話番号
安芸区畠賀町	山陽新幹線統括本部 山陽新幹線地区指令（施設）	06-7662-0901
西区山手町	山陽新幹線統括本部 山陽新幹線地区指令（施設）	06-7662-0901

(2) 地震に対する情報収集

地震を感じた場合の駅長、保線区長等、乗務員の対応手順を定めているほか、在来線では運転を取り扱う指令室にある地震計が一定の加速度を検知すると警報が鳴動するシステムを、新幹線では変電所に設置している地震計が一定の加速度を検知すると、指令室に表示されているシステムをとっている。さらに気象台への震度の確認も行うこととしている。

(3) 地震発生時の応急措置

指令又は駅長は、地震計等により列車の運転規制を行う必要が生じたとき又は保線区長等から要請があった場合は、その区間に進入する列車の乗務員にその旨を通報し、旅客の安全を確保する。また、列車乗務員は、運転中地震を感じたときは、直ちに列車を停止させ、列車及び線路に異常がないと認めたときは、見通し範囲内に停止できる速度で次の駅まで注意して運転し、旅客に対する被害を防いでいる。

また、新幹線においては、一定の加速度を検知したときは、直ちに送電が停止するシステムを整備して被害を防いでいる。

別表1 JR西日本施設状況表

区分	駅名	線路延長	橋梁	高架橋	トンネル
山陽新幹線	広島	19.03 km	29ヶ所 2,521m	27ヶ所 6,804m	5ヶ所 12,930m
山陽本線	瀬野	35.8 km	121ヶ所 1,676.54m	2ヶ所 280.34m	2ヶ所 193.70m
	中野東				
	安芸中野				
	海田市				
	向洋				
	天神川				
	広島				
	新白島				
	横川				
	西広島				
呉線	新井口	3.482 km	25ヶ所 225.32m	1ヶ所 215.00m	
	五日市				
	広島				
	天神川				
	向洋				
芸備線	海田市	38.56 km	80ヶ所 647.31m	9ヶ所 1,198.71m	
	矢野				
	広島				
	矢賀				
	戸坂				
	安芸矢口				
	玖村				
	下深川				
	中深川				
	上深川				
	狩留家				
	白木山				
	中三田				
	上三田				
可部線	志和口	15.634 km	55ヶ所 1,237.55m	3ヶ所 214.60m	1ヶ所 100.0m
	井原市				
	横川				
	三滝				
	安芸長束				
	下祇園				
	古市橋				
	大町				
	緑井				
	七軒茶屋				
	梅林				
	上八木				
	中島				
	可部				
	河戸帆待川				
	あき亀山				

統括本部対策本部の構成と班別業務分担

統括本部対策本部の構成は、次によるものとし、状況に応じて統括本部対策本部長が担当内容及び規模を変更できるものとする。また、本社対策本部長が指定した者が現場において指揮を行う場合は、その指揮によること。また、対策本部に事務局として「運営班」を設置し、これを安全推進部が担うものとする。

各班の班長は、部長、総合指令所長及び課室長等とし、状況に応じて部長、総合指令所長及び課室長が指定した代理以上の社員とする。また、各班の班長は、班員及びその業務内容を指定すること。

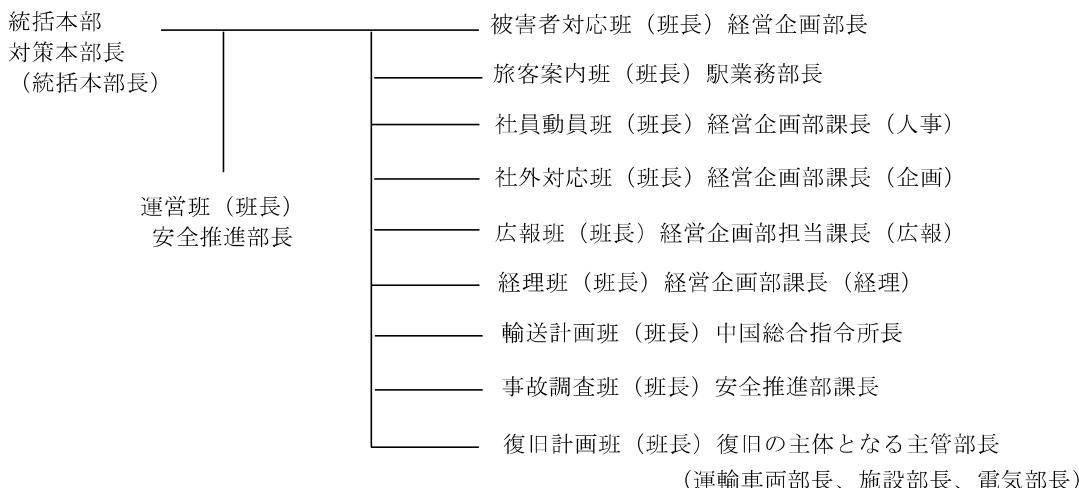
(1) 第1種体制の対策本部の構成

○統括本部対策本部



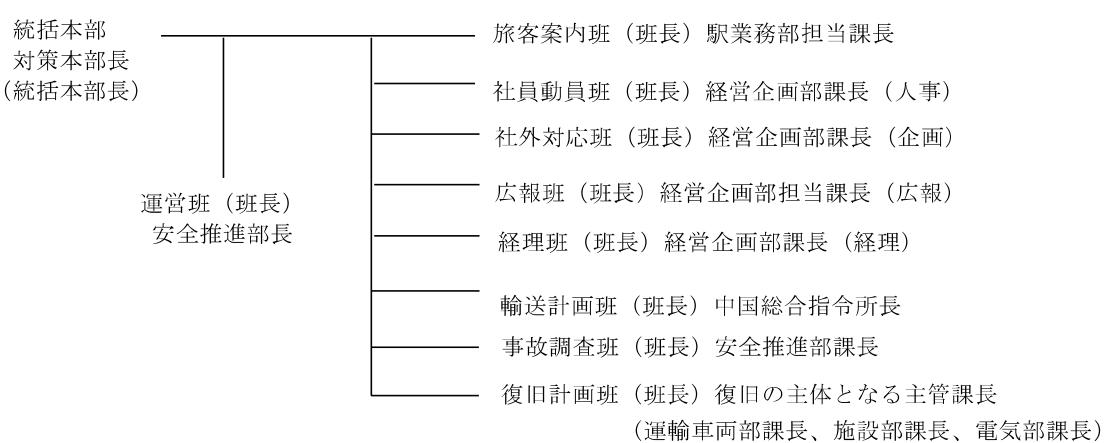
(2) 第2種体制の対策本部の構成

○統括本部対策本部



(3) 第3種体制の対策本部の構成

○統括本部対策本部



対策本部の種別、設置標準及び招集範囲

種 別	設 置 標 準	招集範囲
第1種 体 制	<ul style="list-style-type: none"> お客様等に死亡者が発生したとき、または多数の負傷者が発生したとき、その恐れがあるとき 特に必要と認めたとき 	招集可能者の全員
第2種 体 制	<ul style="list-style-type: none"> お客様等に負傷者が発生したとき、その恐れがあるとき 運転事故等報告手続に定める列車事故が発生したとき (列車衝突事故、列車脱線事故、列車火災事故) 復旧等に以下の区間で長期間(概ね3日以上)要するとき 【広島シティネットワーク】【岡山都市圏の一部】 【やくもルート・はくとルート】 特に必要と認めたとき 	招集可能者の半数
第3種 体 制	<ul style="list-style-type: none"> エリア毎で以下の全線区が運転見合わせになる場合や、復旧等に以下の区間で長期間(概ね1日以上(曆日にわたり運転を見合わせる場合))要するとき 【広島シティネットワーク】【岡山都市圏の一部】 【やくもルート・はくとルート】 その他必要と認めたとき 	必要最低限の人数
情報 連絡 体制	<ul style="list-style-type: none"> 関係社員への迅速な状況伝達、関係部間で情報収集や共有を行う必要がある場合 台風、大雨、積雪等により広範囲な災害や輸送障害等が発生する恐れがあるとき 災害等の発生に伴い、対策本部設置の基準に至らないが、支社としての対応が必要なとき 	必要最低限の人数

対策本部の種別、設置標準及び招集範囲

班 名	業 務 内 容
被害者対応班	<ul style="list-style-type: none"> [救助]・救助活動に関する指示 [救護]・被害者、被災者の状況確認及び現地派遣社員動員計画策定 ・被害者、被災者とその家族のお世話 ・被害者、被災者の名簿の作成、見舞金等の計画、見舞者・弔問者の派遣計画、家族への通知、医療用品、救護、収容病院等の計画 ・遺留品、遺失物の整理・保管及び引渡し ・安置所、献花台の対応(ご家族対応、後方支援)
旅客案内班	<ul style="list-style-type: none"> ・被害、災害に遭われた方や家族に対する交通手配等 ・代行輸送手配 ・旅客の給食・宿泊等の調整、旅客対応の支援体制計画 ・駅間停車列車の有無及び状況把握、救済指示
社員動員班	<ul style="list-style-type: none"> ・各般の要請に基づく社員の動員計画 ・本社・他支社等への応援要請
社外対応班	<ul style="list-style-type: none"> ・県市町村、地元住民等への対応、調整(必要に応じて) ・部外への応援要請 <p>※部外に情報提供する場合は統括本部対策本部長の許可を受ける。</p>
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者、被災者の救助状況、事故・復旧状況、死傷者氏名、輸送計画等のプレス対応 <p>※部外に情報提供する場合は統括本部対策本部長の許可を受ける。</p>
経理班	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者、被災者とその家族及び社員の給食・宿泊等の経費支出計画、応急調度用品の調達計画
輸送計画班	<ul style="list-style-type: none"> ・列車運転計画 ・乗務員、車両の運用手配等の調整及び支援
事故調査班	<ul style="list-style-type: none"> ・事故原因の総合調査、運輸局対応 ・運輸安全委員会への調査協力
復旧計画班	<ul style="list-style-type: none"> ・車両・施設・電気設備の復旧計画、応急資材の調達計画、情報の収集・記録、指示命令の伝達、本社等への報告
運営班	<ul style="list-style-type: none"> ・統括本部対策本部及び現地対策本部の運営

部外機関との情報連絡体制

(広島市との連絡体制)

西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部

運転事故又は災害対策本部設置

電話（昼） 082-261-0380（経営企画部（総務））
（夜） 082-261-0033（輸送指令）
082-261-2143（施設部）
082-263-7545（施設指令）

災害対策本部未設置の場合

電話（昼） 082-261-0380（経営企画部（総務））
082-261-2143（施設部）
（夜） 082-261-0033（輸送指令）
082-263-7545（施設指令）

西日本旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部

運転事故又は災害対策本部設置（対策本部設置及び未設置の場合）

電話（昼） 06-6101-6102（山陽新幹線統括本部経営企画部）
06-6101-6101（山陽新幹線統括本部安全推進部）
（夜） 06-6101-6102（山陽新幹線統括本部経営企画部）
06-6101-6101（山陽新幹線統括本部安全推進部）

広島市連絡窓口

広島市災害対策本部設置

電話（昼夜） 082-504-2595（危機管理室危機管理課）

広島市災害対策本部未設置の場合

電話（昼・夜・休日） 082-504-2653（危機管理室危機管理課）

第2　日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店

防災業務計画

第1章　総則

第1節　目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条第1項の規定に基づいて定める防災業務計画であって、日本貨物鉄道株式会社（以下「当社」という。）が管理運営する貨物鉄道事業及びこれに関連する事業等に係る車両、施設、設備等の災害予防、災害応急対策、災害復旧等について、迅速適切に処理すべき業務の大綱を定め、もって防災活動の総合的且つ有機的な推進をはかることを目的とする。

第2節　実施の方針

この計画は、当社の輸送事業を災害から未然に防止し、災害時には早期復旧につとめ、輸送の確保をはかり、その社会的使命を發揮できるよう、線路、施設等が自然現象から受ける環境変化を的確に把握し、広域自然災害に対応する防災施策を樹立するとともに、関係行政機関、関係公共機関及び鉄道事業者をはじめとした関係会社との密接な連携のもとに、万全の措置を講ずることをもって、その基本方針とする。

第2章　防災体制

第1節　施設に対する防災体制

災害の発生に対処するため、諸般の施設の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう綿密な整備計画をたて、その実施の推進をはかるものとする。

第2節　災害対策本部の設置・運営

- 1 災害が発生した場合においては、当該災害の規模その他の状況により、必要に応じ本社及び当該支社に災害対策本部を設置し、災害応急対策及び災害復旧の推進をはかる組織をあらかじめ構成しておくものとする。
- 2 管理職社員は、震度6弱以上の地震が貨物列車運転地域で発生した場合及び事故・災害等により、多大な輸送障害が想定される場合は、別に定める場合を除き、緊急連絡の有無にかかわらず全員出勤するものとする。
- 3 事故・災害等が関東地域で発生した場合で、本社の指令機能が麻痺し本社・支社間の通信が途絶えた際には、社長は、本社の体制が整うまでの間、本社列車の運行指令権を支社に委任する。

この場合、東日本エリア（関東支社以北）は東北支社長が、また西日本エリア（東海・関西支社以西）については関西支社長が、それぞれ社長代行を行うものとし、本社指令機能が回復した時点で、東北及び関西支社長による社長代行は中止する。

第3節　防災業務機器の整備

- 1 関係機関との連絡を緊密に行い、事故・災害等の予報及び警報の伝達、情報の収集等に必要な機器を整備しておくものとする。
- 2 大規模な地震等が発生した場合の情報収集、連絡等を行うため、携帯電話、可搬型衛星通信装置などの配備を進めるものとする。

第3章　災害予防

第1節　防災上必要な教育

防災業務に従事する社員に対し、平常業務を通じて災害予防に関する教育を行い、知識の普及をはかるとともに、施設機能の保全に必要な技術を高度に発揮できるようその体制を整備し、防災対策の計画的な推進をはかるものとする。

第2節 防災上必要な訓練

防災関係業務に従事する社員に対しては、防災対策、災害復旧等に必要な判断力と技能を養成し、迅速かつ適切な災害復旧活動ができるよう所要の訓練を行うものとし、総合防災訓練等に積極的に参加させるとともに情報連絡、予防措置等災害防止に関する知識の吸収に勧めさせるものとする。

第3節 防災体制

- 1 災害の発生が予想される場合には、輸送の安全を確保するため、防災規程に基づき、すみやかに所定の体制をとるものとする。
- 2 予報及び警報を関係現業機関に迅速かつ正確に伝達するため、その組織及び方法並びに警報の発令基準等について、あらかじめ所要の定めをしておくものとする。
- 3 災害時において、ただちに必要となる要員、機器、資材等の入手方法及び輸送の計画をたて、調達・輸送管理体制を確立するものとする。

第4章 災害応急対策

第1節 情報の収集及び連絡

災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握するため、現地の状況を報告する方法、報告事項の基準等を定めておくものとし、また、関係行政機関、関係公共機関及び鉄道事業者をはじめとした関係会社と密接な情報連絡を行うことができるよう、これに必要な措置を定めておくものとする。

第2節 広 報

災害が発生した場合において、被災線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、報道機関等にこれを発表できるよう、その体制を定めておくものとする。

第3節 水防、消防及び救助に関する措置

出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに救難救護等に必要な措置を講じておくものとする。

第4節 建設機材の現状の把握及び運用

当社のみならず、部外の関係機関等における応急用建設機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、災害時には緊急使用できるよう、その方法及び運用について定めておくものとする。

第5節 社員の状況把握及び活用

災害業務に従事する社員の技術及び技能の程度、人員、配置状況等を的確に把握しておくとともに、緊急時における従事命令の発動方法、手順等を定めておくものとする。

第6節 災害時における資材の供給等

応急資材の供給については、緊急調達制度の活用、貯蔵品の保有及び配置、緊急配給体制の確立等により、迅速な供給の確保をはかるものとする。

第7節 通信連絡の方法

- 1 事故・災害時においては、あらゆる手段を講じて本社・支社間、関係機関との通信連絡の確保をはかることはもとより、非常無線通信規約による関係行政機関等通信系の相互活用も行うものとする。
- 2 大規模災害の発生時においては、通信回線の輻輳を回避するため、優先使用電話を指定し緊急以外の通話を制限するものとする。

第8節 電力の確保

災害時における電力確保のため、非常用予備発電装置等及び予備電源設備の利用方策を定めておくものとする。

第9節 輸送対策

災害時における輸送の円滑を期するため、列車の迂回及びトラック代行輸送の手配等の輸送対策を策定しておくものとする。

第10節 自衛隊への救助要請

発災時の被害が甚大で人命救助等の必要がある場合、関係地方自治体の長を通じて、自衛隊の出動要請を行うものとする。

第11節 非常用食料等の備蓄

発災時に備えて、必要に応じ保存食料、飲料水等を備蓄するものとする。

第12節 社員及び家族の安否確認

災害時には、社員及び家族の安否を確認するものとする。

第5章 災害復旧

第1節 災害復旧の実施の基本方針

災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係行政機関が行う復旧事業等を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施するものとする。

第2節 災害復旧計画及び実施

災害の復旧については、応急工事の終了後はすみやかに、本復旧計画をたて、これを実施するものとする。

本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期するものとする。

第3 広島高速交通株式会社

災害の発生が予想され、又は発生した場合は、法令に定めるものほか、各種運転関係規程及び取扱マニュアルなどに基づき、乗客の生命・身体の保護、運行の安全確保及び施設の保護のため応急対策並びに復旧対策に万全を期する。

1 施設の概況

線名	施設概況	
	駅名	駅舎(m ²)
広島新交通1号線 (本通～広域公園前)	本通	3,787
	県庁前	6,306
	城北	2,001
	新白島	1,685
	白島	1,043
	牛田	1,105
	不動院前	1,046
	祇園新橋北	1,159
	西原	1,053
	中筋	970
	古市	1,359
	大町	1,162
	毘沙門台	1,393
	安東	1,041
	上安	919
	高取	1,060
	長楽寺	880
	伴	1,003
	大原	945
	伴中央	1,174
	大塚	1,023
	広域公園前	1,736

2 防災施設（設備）

(1) 防災システム

駅内で火災が発生した場合は、駅務室若しくは防災管理室に設置している自動火災報知設備が鳴動するとともに、中央指令室の防災監視盤にも火災発生の警報表示を行う。

また、地下4駅には、火災発生時に排煙設備を監視操作するための防災監視盤を設置している。

(2) 防災設備

ア 中央指令室

機器名	設置箇所	警報種別
地震計	長楽寺車庫機器棟	弱震(震度3) 中震(震度4) 強震(震度5弱以上)
風向風速計 風速計	長楽寺車庫機器棟 祇園新橋・安川橋	20m/s 25m/s
火災受信機	各駅(車庫内含む。)	火災受信機鳴動
満水検知器	地下3駅(本通、県庁、城北)	湧水槽が一定水量以上

- イ 地下駅（本通駅、県庁前駅、城北駅、新白島駅）
 - (ア) 火災発生時には排煙設備操作を行う操作監視装置を設置
 - (イ) 自動火災報知設備のほか消火器、屋内消火栓、スプリンクラー（本通駅、県庁前駅）、連結送水管、無線通信補助設備、誘導灯等を設置
 - (ウ) 本通駅、県庁前駅、新白島駅には浸水防止設備（防潮板等）を設置
- ウ 高架駅
 - 自動火災報知設備のほか消火器を設置

3 防災体制

(1) 防災組織

台風、地震、火災などの災害や事故に際して、乗客の安全対策、運行の確保及び復旧対策にあたるため、必要により、災害（事故復旧）対策本部を設置する。その組織及び任務は、別表1のとおりである。

(2) 情報連絡体制

災害（事故）発生時の拡大防止及び二次災害の防止を図るため、迅速・適確な情報連絡体制を確保する。（別表2～※広島市との連絡体制）

(3) 災害（事故）発生時の措置

ア 運行管理係長

災害（事故）が発生し、又は災害（事故）の通報を受けたときは、直ちに全列車の抑止手配を指示する等適宜の処置をとる。

イ 電力管理係長

災害（事故）が発生し、又は災害（事故）の通報を受けたときは、直ちに送電停止をする等適宜の処置をとる。

ウ 乗務係員

災害（事故）が発生し、又は運行管理係長からの指令により列車の運転が危険と認めたときは、直ちに列車を停止する等適宜の処置をとる。また、乗客に対し適切な状況説明や必要により避難誘導等も行う。

エ 管理駅長

災害（事故）が発生し、又は災害（事故）の通報を受けたときは、旅客に対し適切な状況説明や避難誘導等適宜の処置をとるよう関係駅に指示する。

オ 管理駅員

災害（事故）が発生し、又は災害（事故）の通報を受けたときは、旅客に対し適切な状況説明や避難誘導等適宜の処置をとる。

カ 保守担当課長（電気課長、工務課長及び車両課長）

災害（事故）が発生し、又は災害発生の通報若しくは点検の要請を受けたときは、各施設の点検を行い、その状況を報告するとともに、応急措置を行う等適宜の処置をとる。

(4) 列車運転対策

区分		対策	記事
地震	弱震（震度3）	・特別な運転規制は行わない。	
	中震（震度4）	・全列車一旦停止後、当該区間 20km/h 以下の注意運転	・異常がなければ、以後所定運転
	強震（震度5弱以上）	・全列車停止 ・以後、対策本部長の指示	・線路・保安装置点検終了後運転再開
風速	25m以上	・必要により一時運転見合わせ ・以後、対策本部長の指示	・異常がなければ、以後所定運転
火災	駅	・駅舎から乗客の避難誘導 ・駅進入列車の停止手配 ・関係区間の送電停止手配	
	列車	・努めて次駅まで運転 ・送電停止後、避難誘導 ・関係列車の停止手配	
地下駅水害		・必要により一時運転見合わせ ・以後、対策本部長の指示	

4 応急対策

(1) 地震対策

- ア 運行管理係長は、地震を受信したときは各震度に応じた運転の規制等の処置をとる。
- イ 乗務係員は、強い地震を感じるか、又は運行管理係長から地震のため一時停止するよう指示を受けたときは、直ちに停止手配をとる。
- ウ 乗務係員は、運行管理係長から地震により注意運転の指示を受けたときは、途中の線路状態に注意しながら運転する。
- エ 保守担当者は強震以上の場合、線路の巡回点検を行い、その状況を報告するとともに、応急措置を行う等適宜の処置をとる。
- オ 運行管理係長は、注意運転の結果及び保守担当者から異常なしの報告を受けるまでは、運転の規制を解除しない。

(2) 風速対策

- ア 運行管理係長は、風速計が一定風速以上で表示したときは、必要により運転の規制等の処置をとる。
- イ 乗務係員は、運転の途中で危険であると認めたときは、努めて安全な箇所に停止する。

(3) 火災対策

- ア 運行管理係長は、火災情報を受信したときは、関係箇所に連絡するとともに、送電停止、列車の抑止手配等の処置をとる。
- イ 乗務係員は、列車に火災が発生した場合は、努めて次駅まで運転するとともに、送電停止要請、乗客の避難誘導、消火に努める等適宜の処置をとる。
- ウ 管理駅員は、駅火災が発生した場合は、旅客の避難誘導、消火に努める等適宜の処置をとる。また、列車火災の場合は、乗務係員の応援体制をとる。

(4) 水害対策（本通駅、県庁前駅、城北駅）

- ア 運行管理係長は、駅内に浸水する恐れのあるときは、列車の抑止手配とともに、当該区間から列車を進出させる等の処置をとる。
- イ 管理駅員は、乗客を避難させるとともに防潮板等の設置等適宜の処置をとる。

(5) 停電対策

- ア 運行管理係長は、電力関係の事故により施設が停電し、列車が運転不能となったときは、関係箇所に連絡する等の処置をとる。
- イ 電力管理係長は、停電情報を受信したときは、原因究明に努めるとともに、早期の送電手配等の処置をとる。
- ウ 乗務係員は、努めて次駅まで運転するとともに、乗客に対し適切な状況説明を行う等車内の秩序維持に努める。
- エ 管理駆員は、旅客に対し適切な状況説明を行う等駅構内の秩序維持に努める。

5 教育及び訓練

社員に対して、次の事項について教育及び訓練を実施し、災害（事故）の未然防止並びに災害（事故）発生時の迅速・適確な対応が図れるようにする。

(1) 教育

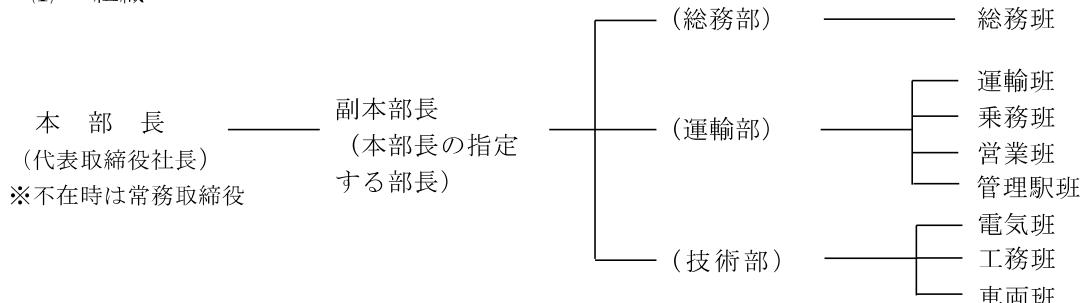
- ア 災害に関する知識
- イ 社員の任務及び具体的措置方
- ウ 乗客の安全対策
- エ 避難誘導経路、避難方法等の内容

(2) 訓練

- ア 情報連絡方
- イ 運行の安全確保
- ウ 乗客の避難誘導・救護

別表1 災害対策本部の組織及び任務

(1) 組織



(注) 各班の班長は、課長とする。

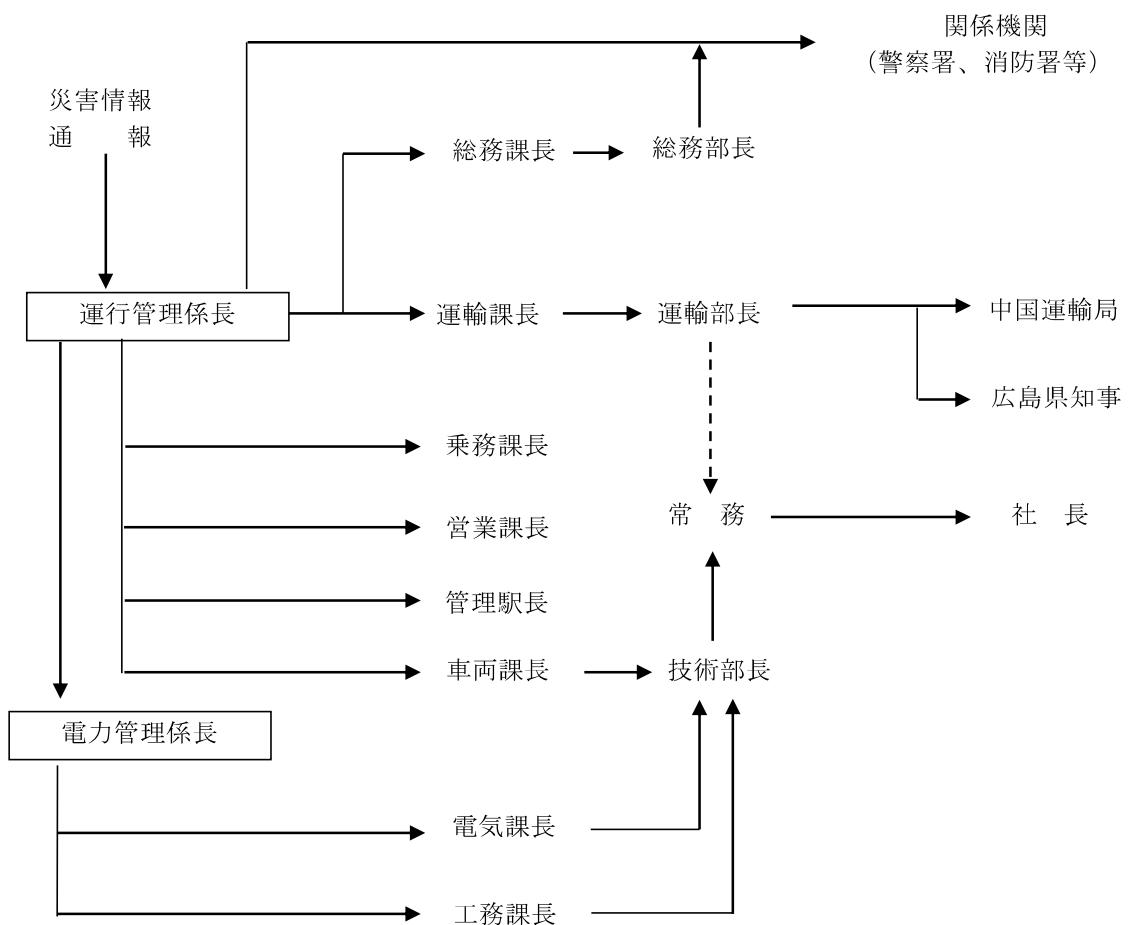
(2) 任務

班		任 務
総務部	総務班	1 各班の連絡調整 2 情報収集と発表 3 死傷者の救護関係全般 4 災害対策上の必要品手配 5 関係機関連絡 6 その他総務関係全般
運輸部	運輸班 乗務班 営業班 管理駅班	1 運転計画及び運転整理 2 死傷者の救護、避難誘導 3 旅客等への情報伝達 4 乗客の輸送対応 5 駅設備保全 6 乗務員運用計画 7 情報収集、関係機関連絡 8 代替輸送手配 9 その他運転、営業、駅務関係全般
技術部	電気班 工務班 車両班	1 情報収集 2 線路、建造物の保全点検 3 電力、信号及び通信設備の保全点検 4 車両保全及び車両運用計画 5 試運転及び徐行関係 6 その他電気、工務、車両関係全般

別表2 広島市との連絡体制

項 目	平日・昼間	夜 間 (休 日)
広島高速交通株式会社 災 害 対 策 本 部	設 置 中 災害対策本部 (中央指令室内) 830-3174	災害対策本部 (中央指令室内) 830-3174
	設置されていないとき 総務課 830-3111	中央指令室 830-3132
広島市災害対策本部	設 置 中 危機管理室危機管理課 504-2595	
	設置されていないとき 危機管理室危機管理課 504-2653	

※ 災害情報の伝達経路



注) ----- は、必要により行う伝達経路を示す。

第4 日本通運株式会社

1 計画の目的

この計画は、日本通運株式会社「防災計画」並びに「災害対策規程」及び「災害に伴なう緊急対策要綱」に基づき、本支店が、非常災害に対処するため、防災に関する必要な体制を確立し防災業務を円滑的確に実施して、輸送の確保を図ることを目的とする。

2 中国・四国ブロック（中国エリア）管内の店所の現状

中国・四国ブロック（中国エリア）の店所の現状は、別表1のとおりである。

3 防災に関する組織

防災に関する業務を的確かつ円滑に推進するため、管内全組織を通して必要な体制を有機的に組織する。

(1) 防災団の編成

災害対策にあたるため、管内各支店及び必要と思われる個所に防災団をおく。防災団の編成及び任務は、別表2のとおりである。

(2) 災害対策本部

災害に際し、有効適切な防災業務を実施する必要があると認めたときは、広島支店長は防災団のほかに災害対策本部を設ける。災害対策本部は、災害の範囲が管内の特定支店管内に限られるときはその特定支店に、複数以上の特定支店にわたるときは広島支店におく。

ア 災害対策本部は、次に掲げる事項をつかさどる。

- (イ) 管内の防災団を統括すること。
- (ウ) 災害に関する調査を行ない、情報を集め、これを関係個所に連絡報告すること。
- (エ) 建物、荷役施設、運搬具、その他の社有財産及び保管貨物の安全と輸送の確保を図るため緊急措置をとること。
- (オ) 社員の生命、財産の保全及び罹災社員の救出について緊急措置をとること。
- (カ) 災害の状況に応じ速かに輸送及び作業体制の確立を図るため緊急措置をとること。
- (ハ) 緊急措置に要する労務者、施設運搬具、物資等の調達及び輸送等に関する緊急計画を樹立し、かつその実施を推進すること。
- (キ) 指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体等の要請に対して速かに体制を整え協力すること。

イ 災害対策本部長は、災害の範囲が一特定支店管内に限られるときはその特定支店長が、複数以上の特定支店にわたるときは広島支店長が、その任にあたる。災害対策本部の構成は、別表3のとおりである。

ウ 災害対策本部長は、災害の状況に応じて災害対策本部の組織、分掌並びに要員の配置を定める。災害対策本部の役員は、防災団の役員を兼ねることができる。

エ 災害対策本部長は、指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体等と連絡を密にし、緊急並びに代行輸送体制の確立及び貨物の損害の防止並びに災害復旧に協力し、会社の公共的使命の遂行に万全を期さなければならない。

オ 災害対策本部は災害が復旧し、その使命を完了したときに解散する。

4 災害応急対策に関する事項

(1) 災害応急対策の重点

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害の拡大を防止し、又は災害の発生を防止するための物資の緊急輸送を実施する。

(2) 災害に関する情報の収集

前項の施策を円滑に実施するため、指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体等との情報の交換を密接にする。

通信経路の確保についてはすべてに優先して努力し早期回復を図る。

(3) 情報連絡体制

災害発生時の情報収集連絡は情報班がその任にあたる。広島支店における情報班の構成と任務は、別表4-1～2のとおりである。

(4) 人員把握及び動員計画

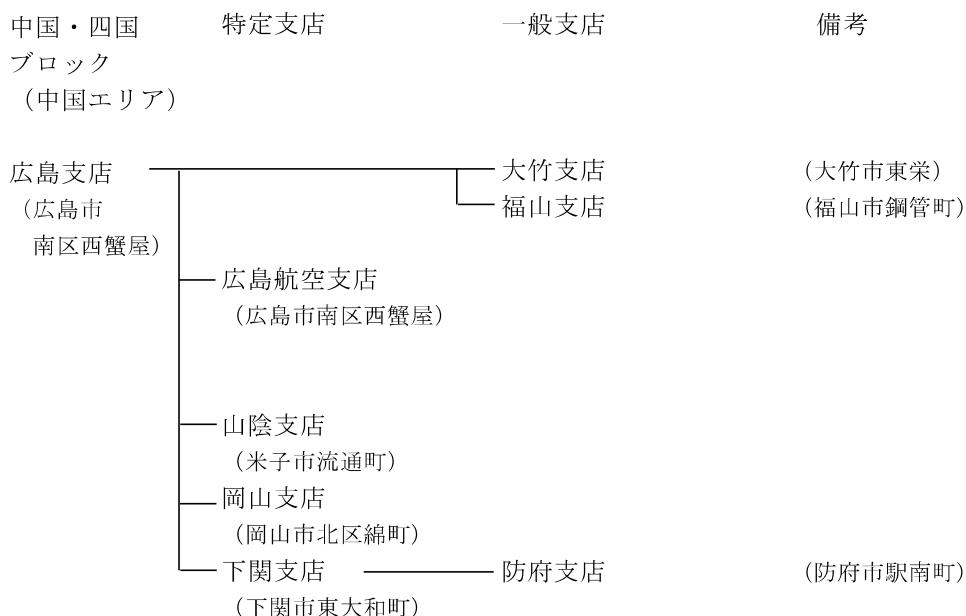
各店舗は、復旧業務の円滑を図るために出動可能人員を把握し、出動計画をたて出動対策として連絡車の運行を計画し、運行経路、時間、集合地点等を定めて従業員に周知徹底する。

(5) 緊急輸送計画

各店舗は、社会経済活動の早期回復又は災害を防止するため、指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体等と連絡をとり緊急輸送計画を把握し優先取扱の処置をする。このため、緊急輸送の性質上、輸送方法の選定、輸送要請量を詳細に検討し適切に任務を遂行する。

別表1

中国・四国ブロック（中国エリア）管内の現況



別表2

防災団の構成と任務

- 防災団は、次の班をもって構成する。

構成	任務	務
警備班	社屋内外の警戒及び巡視	
消火班	消火、障害物の除去、類焼の防止	
退避班	退避場所の選定、退避時間の判定、組織的な退避誘導	
搬出班	非常持出物品の搬出入、搬出後の警戒	
救護班	負傷者の応急手当、病院との連絡	
情報班	指令・情報等の伝達監督、官公庁との連絡等	
庶務班	他の班に属しない事項	
・ 防災団の役員		
	防災団に団長及び副団長を、班に班長をおく。	
	団長は総務部長とする。副団長及び班長は団長の指名した者とする。	

別表3

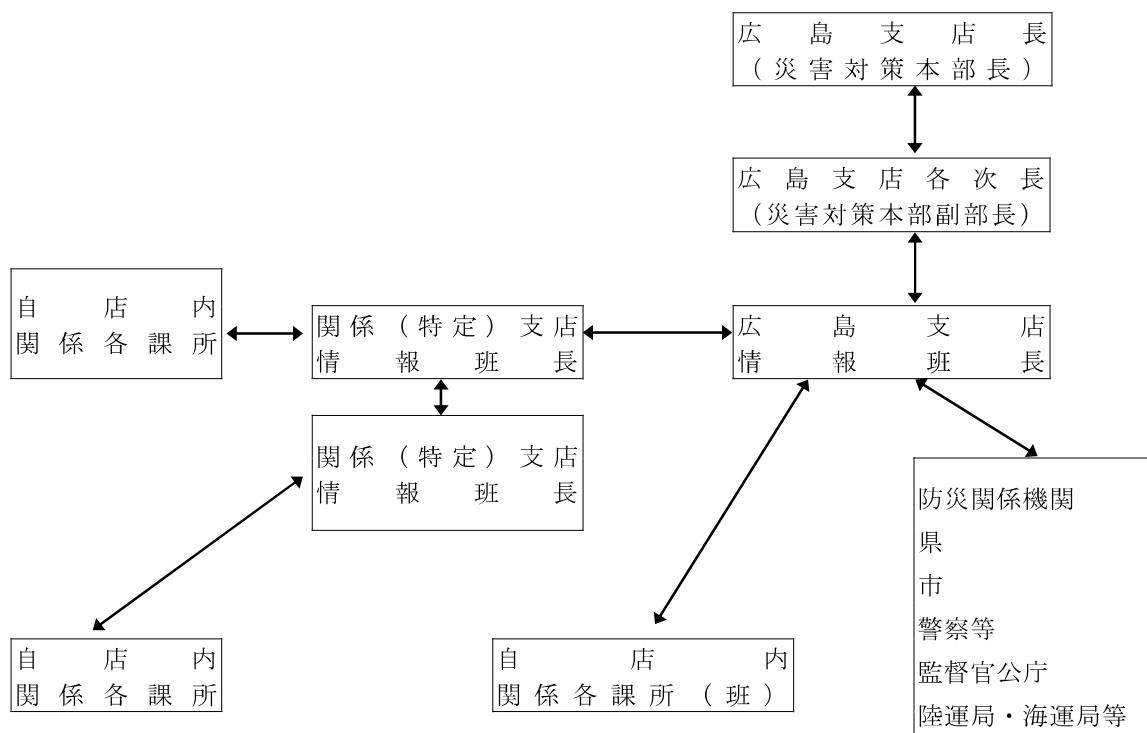
災害対策本部の構成と任務

構 成		任 務
本 部 長	広島支店長 (特定支店長)	災害対策本部を指揮統轄する。
副本部長	部 長 (次 長)	本部長を補佐し、総本部長に差支えあるときは、その任務を代行する。
本 部 員	次 長 (課 長)	本部長及び副本部長の命を受け、それぞれ各担当員を指揮監督し、非常災害の防護、復旧の任にあたる。

() は、特定支店における構成を示す。

別表4－1

情報連絡の経路



別表4－2

広島支店情報班の構成

区分	構 成	人員	任 務
班 長	総務課長	1	班の総括
副班長	業務課長 作業管理課長	2	班長の補佐、及び班長に事故ある時の代行、本部との連絡、防護体制の発令・解除の伝達
班 員	総務担当	2	官庁(県、市、警察等)連絡報告、班内庶務事項、社内の情報連絡、情報整理
	業務担当	2	官庁等(陸・海運局、JR西日本等)連絡報告、道路、橋梁、鉄道等交通障害状況の把握と社内関係部門に対する伝達、社有設備施設に関する情報収集

第5 広島電鉄株式会社

風水害、火災、地震などによる災害の発生が予測される場合、又は発生した場合は、発災後72時間を目安に初動対応を実施し、乗客の生命、身体を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、輸送を確保することを目的とする。

1 施設の概況

(1) 電車事業本部

ア 営業課の名称・所在地

名 称		所 在 地	電話
営業課	千田営業所	広島市中区東千田町二丁目 9-29	242-3552
	江波営業所	広島市中区江波西一丁目 24-59	232-9823
	西広島営業所	広島市西区草津南三丁目 9-1	276-1056

イ 車庫の名称、所在地及び保有台数

(令和4年9月30日現在)

車 庫 名	所 在 地	車両・編成数
千 田 車 庫	広島市中区東千田町二丁目 9-29	45両+19編成
江 波 車 庫	広島市中区江波西一丁目 24-59	29両+2編成
荒 手 車 庫	広島市西区草津南三丁目 6-3	42編成

(2) バス事業本部

○ 営業所の名称、所在地及び保有台数一覧表

(令和4年9月30日現在)

名 称	所 在 地	車両台数	電 話
曙 営 業 課	広島市東区曙一丁目 7-1	51(0)	262-1982
仁 保 営 業 課	広島市南区仁保沖町 1-92	52(0)	569-5050
江 波 営 業 課	広島市中区江波西一丁目 24-59	57(1)	232-6455
広 島 南 営 業 課	広島市中区西白島町 24-9	81(2)	221-4385
西 風 新 都 営 業 課	広島市佐伯区石内北五丁目 2-13	55(1)	941-5565
広 島 北 営 業 課	広島市西区小河内町二丁目 18-1	65(1)	231-5171
安 佐 出 張 所	広島市安佐北区安佐町飯室 1576	14(0)	835-1860

() 内は、貸切で内数である。

2 災害予防計画

鉄道、若しくは道路上を運行する電車（軌道）、バスにおいては、災害発生時の車両のおかれた地理的状況により、自然災害の態様が異なると予想されるため、乗務員による状況に応じた適切な応急対策が被害の未然防止のうえで最も重要となる。

従って、乗務員を中心に職員に対しては適宜防災教育及び訓練を実施して、旅客の安全確保と防災意識の高揚に努める。

(1) 防災教育

各営業所では、従業員に対して定期的に次の事項を教育し、防災知識の普及に努める。

ア 防災対策の現状

イ 自然災害に関する知識

ウ 非常事態の性格

エ 従業員の果たすべき役割と具体的措置

オ 旅客の安全対策

カ 路線に係る危険箇所・指定緊急避難場所（大火）、避難道路、緊急指定道路、並びに指定道路の交通規制内容等の周知徹底

(2) 防災訓練

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 防災組織の編成配備
- ウ 旅客に対する広報
- エ 防災施設、資機材の緊急点検

3 初動対策

(1) 非常事態の体制

【レベル1】

災害が予想される場合、被災が軽微な場合、復旧体制が整った場合、その他必要な場合に体制をとる。

状況に応じて各事業本部で対策本部を設置し、逐次総務課に情報を連絡する。

体制に記載がない部署で非常事態対応に必要と判断される部署は都度招集する。

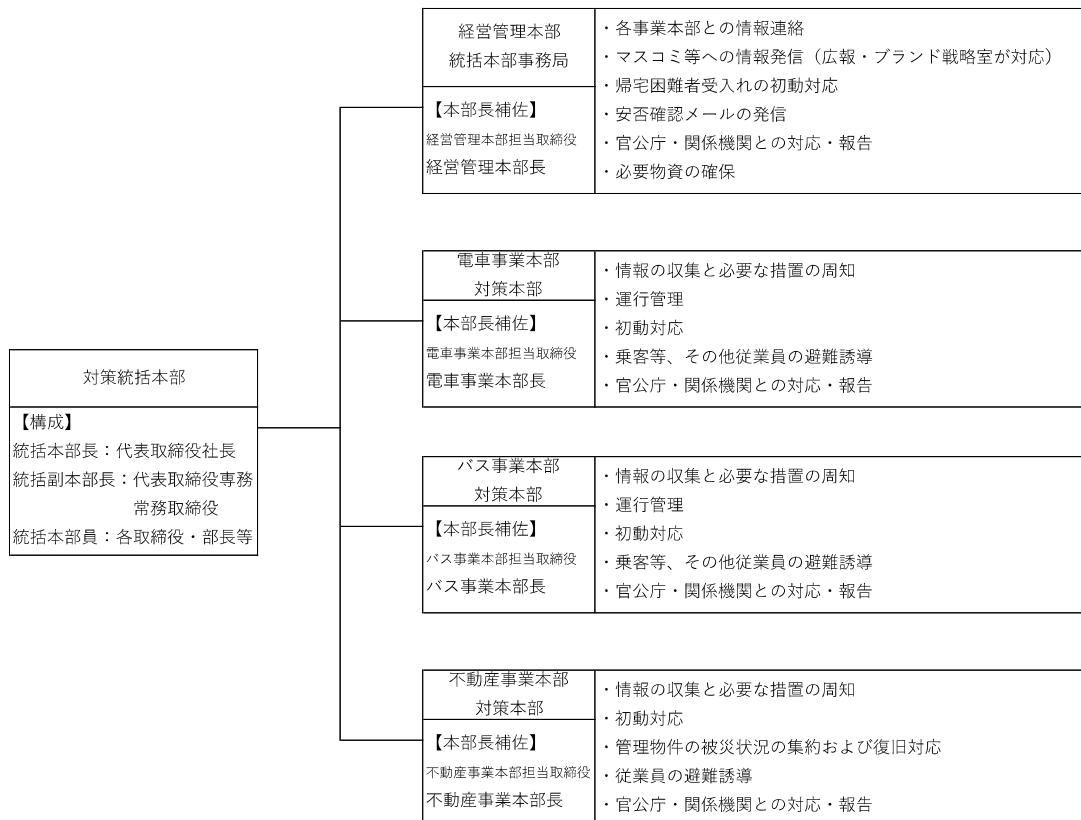
	広報・ブランド戦略室	・マスコミ等への情報発信
	総務課	<ul style="list-style-type: none">・各事業本部との情報連絡・帰宅困難者受入れの初動対応・安否確認メールの発信・官公庁・関係機関との対応・報告
	電車事業本部 対策本部	<ul style="list-style-type: none">・情報の収集と必要な措置の周知・運行管理・初動対応・乗客等、その他従業員の避難誘導
	バス事業本部 対策本部	<ul style="list-style-type: none">・情報の収集と必要な措置の周知・運行管理・初動対応・乗客等、その他従業員の避難誘導
	不動産事業本部 対策本部	<ul style="list-style-type: none">・情報の収集と必要な措置の周知・初動対応・管理物件の被災状況の集約および復旧対応・従業員の避難誘導

【レベル2】

事業本部単位で甚大な被災を被った場合、中期的に復旧が必要な場合に体制をとる。
対策統括本部を設置し、各事業部の対策本部、統括本部事務局は本部長補佐を長とする。
体制に記載がない部署で非常事態対応に必要と判断される部署は都度招集する。

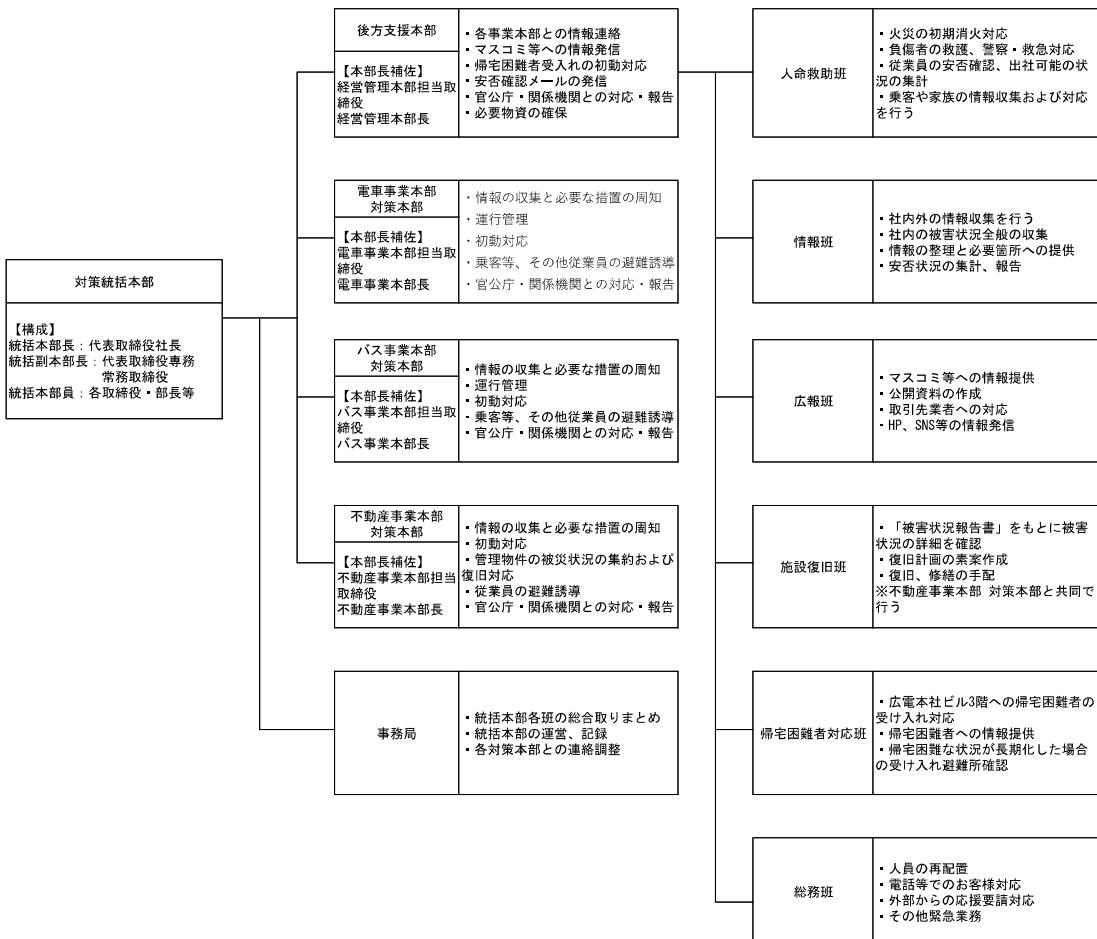
統括対策本部設置場所

- 第1拠点 広電本社ビル 広島市中区東千田町二丁目 9-29 4階 総務課
第2拠点 広島トランヴェールビルディング 広島市中区紙屋町一丁目 2-22 403号室
第3拠点 バス事業本部 広島市中区西白島町 24-9



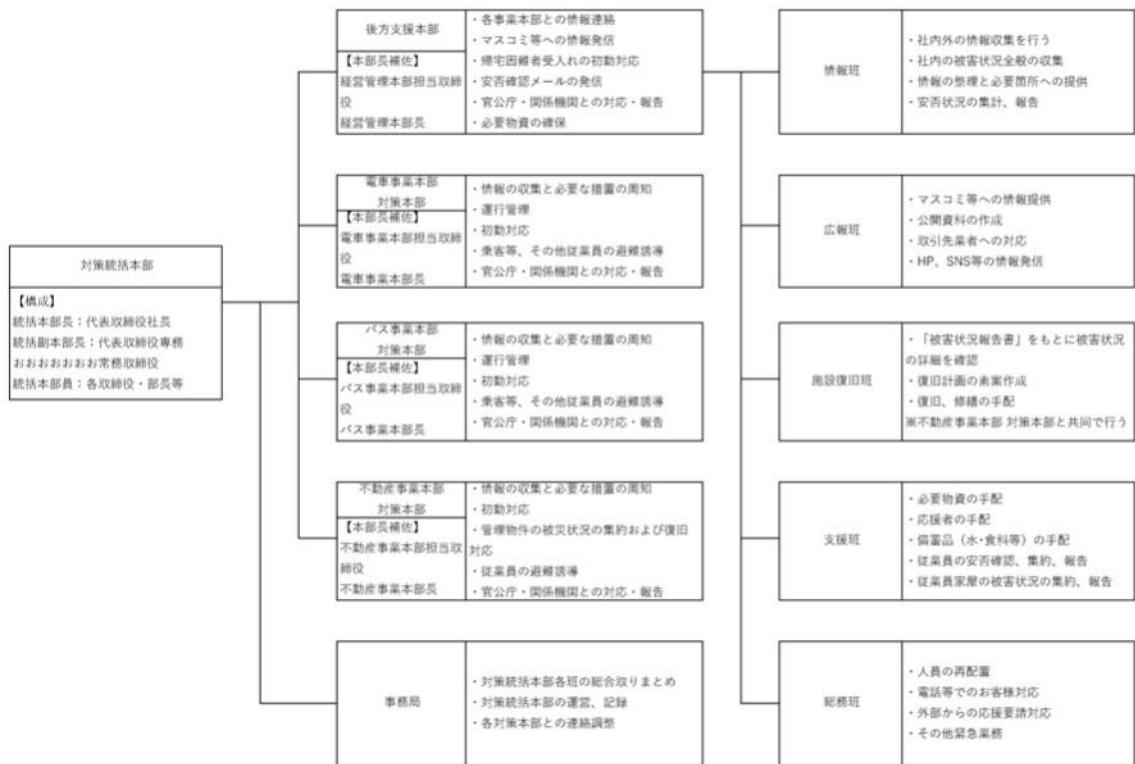
【レベル3-1】 (初動対応) 想定日数：3日程度

全社的に甚大な被害が及んだ場合、長期的に復旧が必要な場合に体制をとる。本社部門は後方支援本部にまわり、事業継続に必要な人員を除き初動対応にあたる。



【レベル3-2】(復旧対応) 想定日数：2週間程度

レベル3-1の初動対応が完了後、体制を移行する。

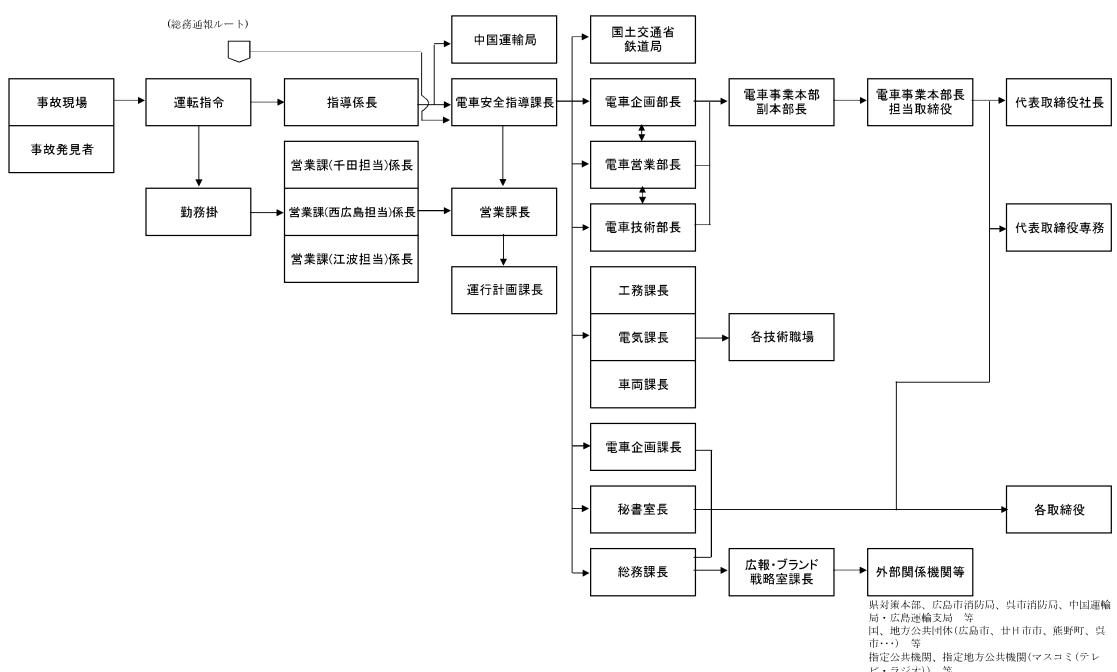


(2) 通報連絡体制

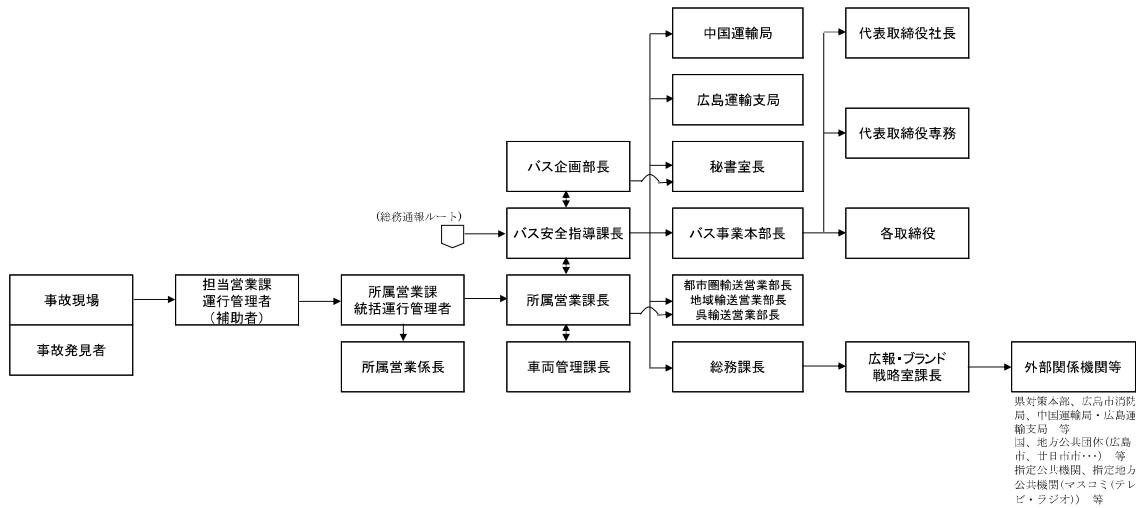
広島市危機管理室との連絡場所を経営管理本部総務部総務課とする。

○ 災害発生時の通報ルート

ア 電車事業本部



イ バス事業本部



(3) 初動対応計画

- ア 従業員の安否確認
- イ 運行状況、災害の状況に関する情報の収集と分析
- ウ 運行確保
- エ 災害復旧対策
- オ 広報活動
- カ 災害調査及び対策

(4) 人命の保護及び救済

旅客等に死傷者があるときは、救急を最優先とし、医療機関、警察署、消防署への通報、運搬依頼等を速やかに行う等必要な措置をとることとし、被害者の住所氏名、年令等の確認、家族への連絡等を適切に行わなければならない。

(5) 従業員の非常招集

当社の営業区域において対策統括本部の設置基準を満たした場合は、速やかに自己や家族の安全を確保したうえで、非常事態時出勤の対象者は出勤する。家族の安全が確認できない者、出勤時に安全が確保できない者については、上長に報告後、指示を仰ぐ。

その他従業員については、対策統括本部の方針決定後に安否確認システム等で指示を行う。

(6) 旅客に対する伝達

旅客への伝達は駅・ターミナル・停留所等において放送又は掲示や当社ホームページ、その他適切な方法で伝達する。

(7) 運行の調整

ア 非常事態発令後の電車・バスの運転は、状況に応じた安全確認を行い、原則として減速運転を行う。

イ 電車・バスの運行に当たっては、各該当課において、運転整理を行って、安全かつ効率よい運行確保に努めるが、状況が悪化し、駅・ターミナル・停留所に旅客が滞留するような状態が生じた場合は、震災対策本部で速やかに検討を行い、必要な措置を行う。

ウ 状況が更に悪化し、運転の継続に危険を生じた場合は、運転を中止する。

(8) 施設の緊急点検及び応急補強等

自然災害発生時の被害・危害を防止するため、施設の点検、整備の再確認と、必要に応じ、応急補強等を行う。

状況確認等を行う場合は、二次災害を防ぐために原則複数人で行動する。

(9) 大規模地震が発生した場合の応急措置

ア 電車事業本部

(i) 営業課又は電車信号所は、直ちに電気課電力係に対し、給電停止の要請をするとともに、列車無線により一斉に緊急停止の指示を行い、又は助役による手信号、その他の方法で列車（軌道線は車両）を停止させる。

(ii) 運転士は、緊急停止の指令又は地震を感じたときは、橋梁等危険な箇所を避け停止し、運転指令に報告してその指示を受けなければならない。

(iii) 車掌は、状況により、運転士と協力して旅客を安全な場所に避難させる。

(iv) その他、状況により対応した措置をとるとともに、必要な情報伝達及び報告をする。

イ バス事業本部

(i) 運転士は、大規模地震を感じた場合、橋梁、崖下、急坂路、その危険箇所を避けて停車させ、旅客に冷静な行動を呼びかけ、混乱防止に努める。

(ii) 道路障害、火災の発生等により、旅客が危険な場合、若しくは警察官、消防職員から避難又は安全な場所へ避難させる等の応急対策を講じる。

(10) この計画に基づいた対応が困難なほど甚大な被害を被った際は、その時取りうる安全対応を心掛けるものとする。

4 災害の復旧及び正常な運行の回復

(1) 公共輸送機関としての社会的使命を自覚し、全従業員は、災害の復旧、正常な運行の回復を早期に達成するため、最善の努力をしなければならない。

(2) 前項の目的を達成するための具体的行動は、統括対策本部長の命によるものとする。

第6 広島バス株式会社

異常気象時措置計画

風水害、その他天災地変などによる災害の発生が予測される場合、又は発生した場合は、正確に事態の内容を把握し、取締役に報告し、その指示に従い、適切な対策及び被害を最小限に止める手段を講ずるとともに、輸送の確保を図ることを目的とする。

1 施設の概要

名 称	所 在 地	車両数	電話番号
本 社	広島市中区光南六丁目 1-68	—	545-7950
大州営業所	広島市南区大州一丁目 5-30	131	281-9148
吉島営業所	広島市中区南吉島二丁目 4-33	101	243-5522
観光営業所	広島市中区光南六丁目 1-68	26	545-7959

2 応急対策

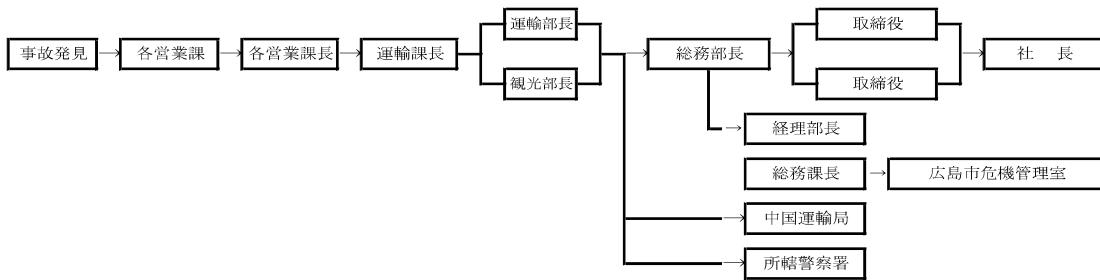
(1) 組織

風水害、その他天災地変の際、その被害の拡大を防ぎ、輸送を確保するため対策本部を設置する。



(2) 連絡体制

広島市危機管理室との連絡は総務部総務課とする。



(3) 応急活動計画

- ア 運行状況、事故情報の収集
- イ 運行確保
- ウ 広報活動

第7 広島交通株式会社

広島交通株式会社防災対策計画

1 総則

広島交通株式会社（以下「会社」という。）における災害の発生が予測され、又は災害が発生した場合における事業用自動車の運行の安全の確保並びに旅客の生命及び身体の保護のための応急対策は、この計画に定めるところによる。

2 防災対策本部

災害の発生が予測され、又は災害が発生した場合には、会社に別表第1の防災対策本部を設置する。

3 防災情報連絡体制

災害の発生が予測され、又は災害が発生した場合の情報連絡体制は、別表第2のとおりとする。

4 防災運行管理体制

災害の発生が予測され、又は災害が発生した場合における運行管理体制は、次のとおりとする。

運行管理統括責任者	運行管理責任者	主幹運行管理者	運行管理者
運 輸 部 長	指 導 課 長	勝木営業所長	所属運行管理者
		大林営業所長	所属運行管理者
		緑井営業所長	所属運行管理者
		高陽営業所長	所属運行管理者
		広島営業所長	所属運行管理者

5 防災運行措置基準

(1) 災害の発生が予測されるとき

項目	運行措置基準
運行	運行管理者が運行警報基準により運行警報を発令し、安全確保の予防措置をとる。

(2) 災害が発生した場合

項目	運行措置基準
運行	◆ 運行警報により発令される警報種別により、運行中止、20km以下又は30km以下の注意運転を行う。 ◆ 高速自動車国道においては、当該道路管理者の行う交通規制による。

6 防災教育及び訓練

従業員に対し、次の表に掲げる事項について、教育及び訓練を実施して、事業用自動車の運行の安全の確保、旅客の生命及び身体の保護並びに防災意識の高揚を図る。

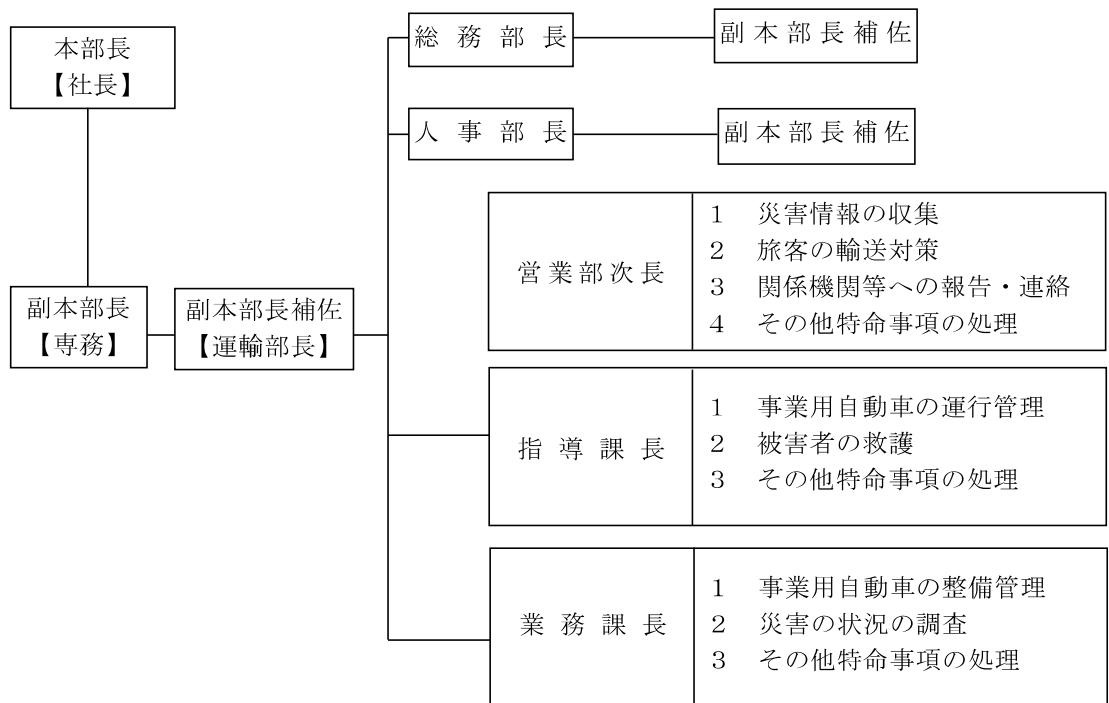
区分	実施事項
防災教育	① 防災対策の現状 ② 災害に対する知識 ③ 従業員の任務及び具体的措置の要領 ④ 旅客の安全対策 ⑤ 路線に係る危険箇所、指定緊急避難場所（大火）、避難道路等の内容
防災訓練	① 情報の収集及び伝達の要領 ② 事業用自動車の運行の安全確保の要領 ③ 旅客の避難誘導の要領 ④ 旅客の救護の要領 ⑤ 地域で実施される防災訓練への参加

付表 広島交通株式会社施設概要

名称	所在地	自動車台数	電話番号
本社	広島市西区三篠町三丁目 14-17	—	082-238-7755
勝木営業所	広島市安佐北区亀山九丁目 12-30	41	082-815-0131
大林営業所	広島市安佐北区大林三丁目 21-13	42	082-818-0121
緑井営業所	広島市安佐南区緑井六丁目 24-25	55	082-877-0102
高陽営業所	広島市安佐北区倉掛三丁目 1-1	52	082-842-2350
広島営業所	広島市南区大須賀町 17-7	—	082-263-2121

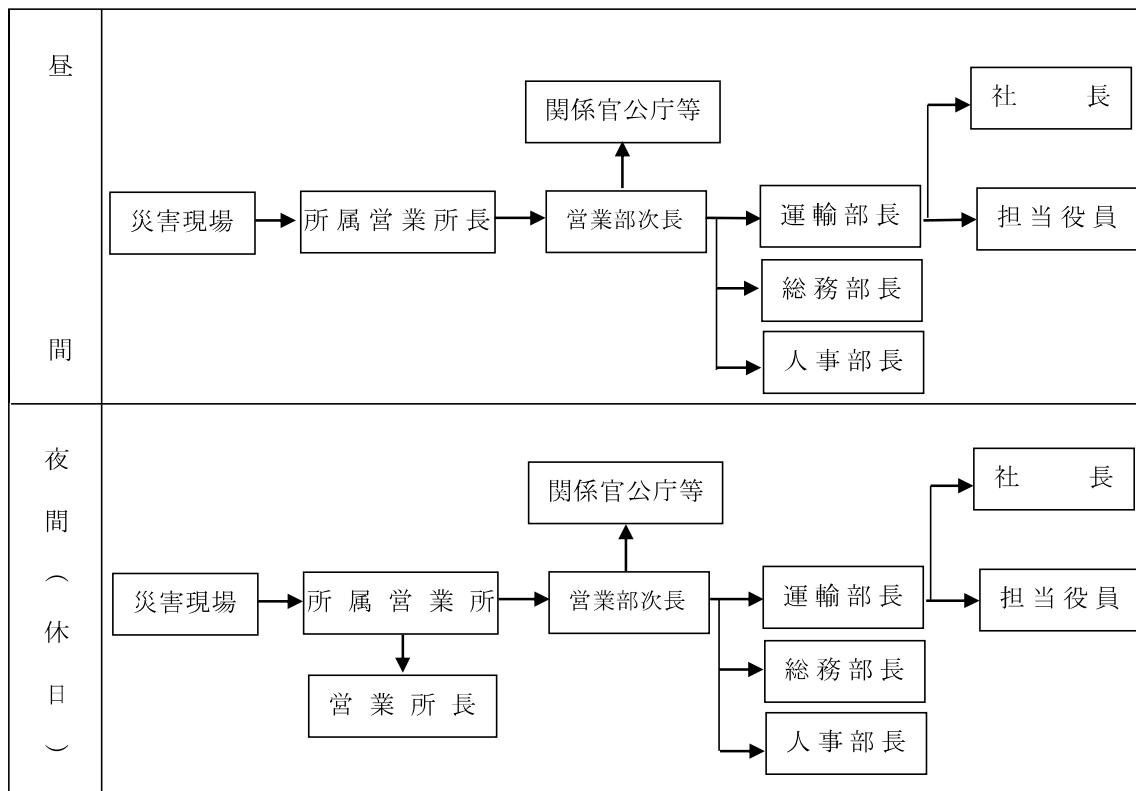
別表第1

広島交通株式会社防災対策本部編成表



別表第2

広島交通株式会社防災応急対策報告・連絡系統



広島市との連絡体制

【連絡窓口】

区分		昼間	夜間(休日)
広島交通株式会社 防災対策本部	設置中		
	設置されていない場合	運輸部運輸課 TEL 238-7755	
広島市 災害対策本部	設置中	危機管理室危機管理課 TEL 504-2595	
	設置されていない場合	危機管理室危機管理課 TEL 504-2653	

【連絡事項等】

事項	連絡時期
防災対策本部の設置又は廃止	設置又は廃止の都度
被害状況・応急活動状況	随時(定期)
市民に伝達(広報)すべき事項 又は伝達(広報)した事項	随時
その他必要と認める事項	随時

第8 濱戸内海汽船株式会社

瀬戸内海汽船株災害応急対策要綱

1 目的

この要綱は、広島市地域防災計画に基づき、指定地方公共機関の一員として、地域の期待に応えることを目的とする。

2 対象災害

- (1) 暴風雨、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の異常な自然現象による災害
- (2) 大規模な火災、爆発又は放射性物質の大量放出等の人為的原因により生ずる災害

3 災害応急組織

災害応急組織は、当社「安全管理規程」事故処理基準に定める非常対策本部の組織を準用する。

4 情報連絡

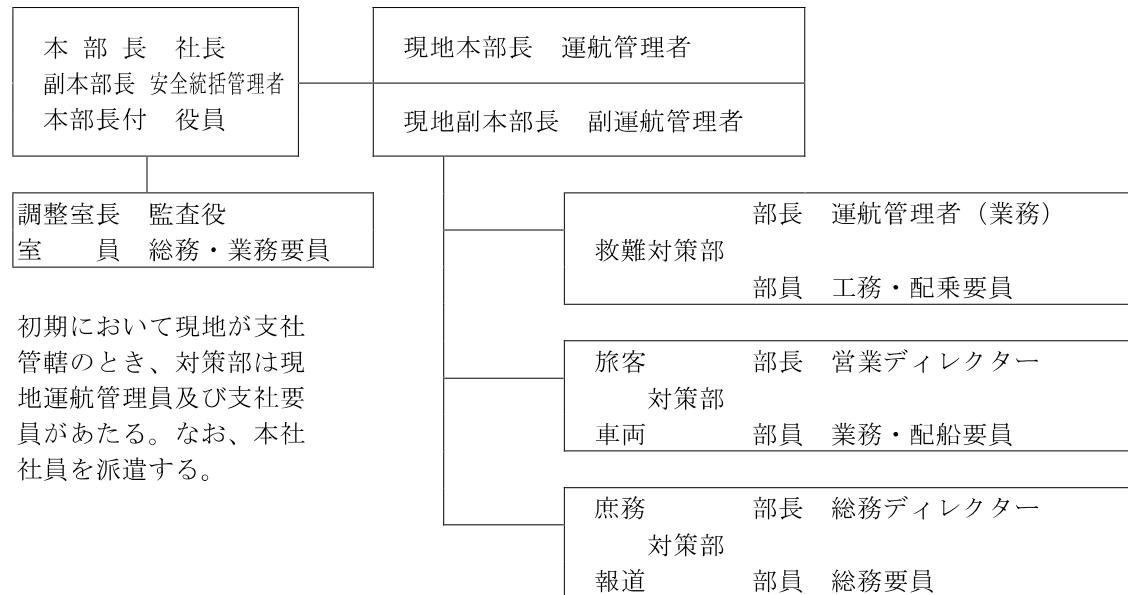
- (1) 災害に際しては広島市（災害対策本部）と密接な連絡をとるものとする。
- (2) 支社、代理店とは密接な連絡をとるものとする。
- (3) 社員は、勤務外の場合、自主的に勤務先との連絡に努め、連絡不能の場合は出勤に努めるものとする。

5 拠点及び主要船舶

- (1) 拠点
原則として本社社屋とする。
- (2) 主要船舶
別表 主要船舶表参照
- (3) 船舶の運航管理
当社の「安全管理規程」による。

(別紙)

非常対策本部



(職務分掌)

非常対策本部（以下「本部」という。）の要員の職務並びに室及び各対策部の所掌業務は次のとおりとする。

1 本社本部員の職務

本 部 長	本部長は、事故処理の基本方針を定め、事故処理業務全般を統括し、本部員を指揮、監督する。
副 本 部 長	副本部長は、本部長の定める事故処理の基本方針に従い、各部の事故処理業務を調整し、部下職員を指揮して本部長を補佐するとともに、本部長が指揮をとれないときは、その職務を代行する。
本 部 長 付	本部長付は、本部長の諮問に応じ事故処理の基本方針に参画するとともに、事故処理に関する本部長の特命事項の処理並びに本社及び現地の事故処理の実施についての助言及び支援を行い、本部長を補佐する。
対 策 部 員	対策部員は、本部長の命を受け、所管の事故処理業務を実施する。

2 現地本部員の職務

現 地 本 部 長	現地本部長は、事故処理の基本方針に基づき現地処理方針を定め、現地の各対策部長を指揮して現地における事故処理業務を統括し、業務の進捗状況について逐次本部長に報告する。
現 地 副 本 部 長	現地副本部長は、現地本部長の定める現地処理方針に従い、各部の事故処理業務を調整し、部下職員を指揮して現地本部長を補佐するとともに、現地本部長が指揮をとれない場合は、その職務を代行する。
現 地 各 対 策 部 長	各対策部長は、部員を指揮して所管の事故処理業務を実施し、業務の進捗状況について本部長に報告する。
現 地 対 策 部 員	前項「対策部員」の職務に同じ。

3 室及び各対策部の所掌

調 整 室	(1) 本部及び現地本部の統括事務に関すること。 (2) 非常対策本部の設置、解散及び社内への周知に関すること。 (3) 調整会議の庶務に関すること。 (4) 各種情報の収集及び整理、報告並びに記録に関すること。
救 難 対 策 部	〔救難〕 (1) 事故の実態のは握並びに救難に必要な情報の収集、分析及び整理に関する事。 (2) 救難計画の立案及び実施に関する事。 (3) 船長への連絡及び指示に関する事。 (4) 関係機関への手配及び連絡に関する事。（運輸局、海上保安部、消防、警察、港湾管理者、その他） (5) 派遣要員の確認に関する事。（氏名、派遣先、用務、連絡手段等） (6) 携帯電話その他救助資機材の手配に関する事。 (7) 海図、連絡先一覧表等必要資料の整理に関する事。 (8) その他救難に必要な事項に関する事。 〔工務〕 (1) 事故船舶の資料の準備に関する事。（写真、一般配置図、要目表その他） (2) 救助派遣船等の燃料の手配に関する事。 (3) 携帯電話その他救助資機材の調達に関する事。 (4) 船舶の救助、修理の手配に関する事。 〔配船〕 (1) 救助派遣船等の選定に関する事。 (2) ダイヤ調整に関する事。 〔配乗〕 (1) 事故船舶の乗組員名簿、写真、経歴の準備に関する事。 (2) 救助派遣船等の乗組員及び同用食料等の手配並びに同名簿の作成に関する事。

旅客車両対策部	(1) 旅客名簿の作成に関すること。 (2) 被災者の身元の確認及び被災者名簿の作成に関すること。 (3) 被災者の近親者への事故の発生通知に関すること。 (4) 死傷者に対する応急措置及び救護に関すること。 (5) 被災者及び被災者の近親者の世話をに関すること。 (6) 欠航便の旅客処理に関すること。 (7) 運賃の払戻しに関すること。 (8) 旅客に係る補償に関すること。 (9) その他旅客対策に関すること。 (10) 車両、貨物、手小荷物及び郵便物のリストの作成に関すること。 (11) 車両、貨物、手小荷物及び郵便物に関すること。 ① リストの作成に関すること。 ② 損傷及び紛失の状況の把握に関すること。 ③ 引渡しに関すること。 ④ 補償に関すること。 ⑤ その他貨物対策に関すること。
	(1) 庶務 ① 非常対策本部の設営に関する事項（案内表示の作成掲示、受付の設置、腕章の配布等） ② 来訪者の接遇に関する事項。 ③ 消耗品の調達に関する事項。 ④ 派遣要員の経費前渡に関する事項。 ⑤ 非常対策本部の厚生に関する事項。（食事、宿泊、健康管理等） ⑥ 見舞い及び弔意に関する事項。 ⑦ 写真記録に関する事項。 ⑧ 非常対策本部の経理に関する事項。 ⑨ その他庶務に関する事項。
	(2) 報道 ① 報道関係者への事故情報の提供及び便宜供与に関する事項。 ア 資料収集（事故概要、負傷者状況、救助概要、船舶要目、乗組員名簿、船長写真、船長経歴、旅客名簿等） イ 発表用資料作成 ウ 記者専用電話・FAX等の手配 ② その他事故に係る、広報に関する事項。

(非常対策本部運用要領)

運航管理者は、非常対策本部を円滑に運用するため、非常対策本部運用要領を別に定めるものとする。（省略）

別表

瀬戸内海汽船・運航船舶の状況

種 別	総トン数	隻 数	最大とう載旅客数	通常航路
フェリー	902 トン	2	各 300 人（3 時間未満）	広島～松山
高 速 船	190 トン	2	各 153 人（6 時間未満）	広島～松山
旅 客 船	602 トン	1	400 人（1.5 時間未満）	クルーズ

第9 広島ヘリポート管理事務所

広島ヘリポート緊急計画

(平成24年8月8日制定)

平成26年3月31日一部改正

平成27年4月1日一部改正

(目的)

第1条 広島ヘリポート緊急計画（以下「緊急計画」という。）は、広島ヘリポート及び広島ヘリポートの周辺における緊急事態等が発生した場合又はその恐れがある場合において、広島ヘリポート及び関係機関相互の協力と緊密な連携により、迅速かつ的確な活動を実施するため、緊急時の通報連絡体制、消火活動、救急活動、医療救護活動、警備・交通規制及びその他の活動に必要な事項を定め、対策を講じることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この緊急計画の適用範囲は、原則として次のとおりとする（以下「緊急事態等」という。）。

- (1) 広島ヘリポート又はその周辺で航空機事故が発生した場合
- (2) 広島ヘリポートに進入中の航空機に事故が差し迫った状況にあるか、又はそう推測される場合
- (3) 広島ヘリポートに進入中の航空機に何らかの異常事態が生じているか、又はそう推測される場合
- (4) 不法奪取された航空機が広島ヘリポートに飛来しようとした場合又は飛來した場合
- (5) 広島ヘリポートを出発又は到着地とする航空機あるいは広島ヘリポートの施設に対して、爆破の脅威が発生した場合
- (6) 広島ヘリポート又はその周辺で航空機が含まれない緊急事態が発生した場合
- (7) 広島ヘリポートで医療上の緊急事態が生じた場合
- (8) 自然災害が発生した場合
- (9) 広島ヘリポート又はその周辺で火災が発生した場合

(関係機関)

第3条 この緊急計画の関係機関は次の機関（以下「関係機関」という。）とし、その構成は

別紙1のとおりとする。

- (1) 航空交通機関（飛行情報関係を含む。）
- (2) 救難及び消防機関
- (3) 警察及び警備機関
- (4) ヘリポート管理関係機関
- (5) 医療機関
- (6) 航空運送事業者等
- (7) 通信機関
- (8) ヘリポート関係事業者

(関係機関の活動分担)

第4条 緊急事態等における関係機関の活動の分担は、原則として別紙2のとおりとする。

(実施要領等の制定)

第5条 広島県広島ヘリポート管理事務所の所長（以下「ヘリポート長」という。）は、緊急事態等に応じた活動内容の実施にあたり必要な事項について、別に要領等を定めて処理を行うことができる。

(連絡体制)

第6条 緊急事態等が発生した場合の連絡通報を迅速かつ確実に行うため、事前に適用の基準に従った緊急連絡体制（連絡通報先の窓口名、電話番号及びFAX番号を昼夜、休日別に確認整理したもの。以下「緊急連絡体制」という。）を作成する。なお、変更があった場合は速やかに訂正し、関係機関に連絡するものとする。

2 緊急連絡体制は、通報を行う場所の見やすい位置に掲示する。

3 ヘリポート長は、執務時間外の突発的な災害の発生に備え、全職員を網羅する連絡経路を明らかにし、職員に周知徹底しておかなければならない。

(緊急事態等の通報)

第7条 広島ヘリポート内で緊急事態が発生した場合は、緊急連絡体制により関係機関に対して判明している次の事項を速やかに通報するとともに、必要に応じて消防救難活動の要請を行うものとする。

(1) 緊急事態の種類及び規模

(2) 緊急事態発生時刻

(3) 緊急事態発生場所

(4) 緊急事態の具体的な内容

2 広島県広島ヘリポート管理事務所（以下「管理事務所」という。）は、その周辺において航空機を含む緊急事態または火災が発生したことを覚知した場合には、第1項の規定に準じた通報を行うものとする。

(対策本部等)

第8条 緊急事態等が発生した場合において、広島県土木建築局長（以下「土木建築局長」という。）は、必要に応じて広島県土木建築局内に土木建築局長を本部長とする対策本部を設置する。

2 前項の対策本部が設置された場合、ヘリポート長は、広島ヘリポート内にヘリポート長を本部長とする現地本部を設置する。

3 前2項の対策本部及び現地本部の組織及び業務等は、別紙3による。

(現地連絡調整機関)

第9条 緊急事態等が発生した場合は、必要に応じて現場における関係機関相互の連絡調整を目的とした現地連絡調整機関を組織する。

2 原則として現地連絡調整機関は広島ヘリポート教育訓練室内に設置する。

3 現地連絡調整本部長はヘリポート長とする。

4 現地連絡調整機関の構成は、災害関係機関からなる。

5 前条による対策本部が設置された場合は、同本部の指揮系統及び連絡系統のもとに現地連絡調整機関を運営する。

6 現地連絡調整機関には、別に定める要領により緊急電話を設置する。

(自衛隊への災害派遣要請)

第10条 自衛隊への災害派遣要請は、広島県地域防災計画による。

2 ヘリポート長は、知事が自衛隊への災害派遣要請に必要な次の情報を収集し、報告する。

- (1) 災害の状況
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考になるべき事項

(消火救難活動)

第11条 管理事務所は、消火救難活動を実施するにあたり、その基準となる要領等を別に定めて行うものとする。

2 関係機関相互の協力と緊密な連携を図り、消火救難活動を実施するため、管理事務所と消防救難に係る関係機関との間で協定を締結する。

(消火救難隊)

第12条 管理事務所は、消火救難活動を迅速かつ円滑に実施するため、広島ヘリポート内の各団体の協力を得て、消火救難隊を組織するものとする。

2 前項の消火救難隊を組織するため、管理事務所と広島ヘリポート内の各団体との間で協定を締結する。

3 第1項に規定により組織する消火救難隊の構成及び業務分担等は、要領等により別に定める。

(負傷者の選別等)

第13条 ヘリポート管理関係機関、救難及び消防機関、医療機関は、協力して現場付近の適切な場所に救護所等を設置するとともに、被災者についてすみやかに負傷者の選別を行い、必要な救急活動及び医療救護活動を実施する。

(医療救護活動及び傷病者搬送活動)

第14条 医療救護に係る関係機関は、相互の協力と緊密な連携をはかり、必要な地区を設置し、医療救難活動及び傷病者搬送を実施する。

2 管理事務所は、次により、「搭乗者待機地区」、「傷病者救護地区」及び「無傷者待機地区」を設置する。

(1) 「搭乗者待機地区」は、関係消防機関及び医療機関が効果的な治療を行うために、搭乗者の傷病の程度を識別する地区とする。

(2) 「傷病者救護地区」は、関係消防機関及び医療機関の協力により、傷病者に対する医療救護活動を行うための地区とする。

(3) 「無傷者待機地区」は、関係消防機関と連携し、搭乗者の把握及び現場における混乱の防止等を適切に行うため、傷病者救護地区から離れた場所に設置する地区とする。

3 関係消防機関は、自衛隊と共同して傷病者救護地区で安定化が図られた傷病者を、後方医療機関へ搬送するため、「傷病者搬送地区」を設置する。

4 遺体の収容等については、広島県地域防災計画に準じた活動とする。

(警備及び交通規制活動等)

第15条 緊急事態等の現場付近における警備及び交通規制等は、原則として次により実施する。

(1) 広島ヘリポート内において航空機事故が発生した場合、ヘリポート長は当該航空機事故の処理が終了するまでの間、広島ヘリポートを閉鎖する等必要な措置を行うことができる。

- (2) 管理事務所は、広島ヘリポート内で緊急事態が発生した場合、制限区域内の警備及び入場規制を実施する。
- (3) 関係警察機関は、緊急事態発生現場付近の警備及び周辺道路の交通規制を実施する。
- (4) 広島海上保安部は、緊急事態発生現場周辺海域の警備及び交通規制を実施する。

(航空機事故等現場保存)

第16条 航空機事故など発生後に原因究明や調査等が必要となる緊急事態等については、人命救助、遺体収容、消火等のために必要がある場合を除き、できる限り忠実な現場保存に努めなければならない。

- 2 前項の現場の状態を変更させる場合には、写真、見取図又は記録により変更以前の状況を把握し、国土交通省の航空機事故調査担当官等が調査の際の参考となり得るようを行うものとする。

(グリッドマップ)

第17条 管理事務所は、緊急事態が発生した場合の消防救難活動を迅速かつ適切に実施するため、次により広島ヘリポート及びその周辺に係る格子地図（以下「グリッドマップ」という。）を作成し、あらかじめ緊急計画関係機関に配布しておくものとする。

- (1) 「広島ヘリポートグリッドマップ」

ア 滑走路、誘導路等の基本施設、保安施設、消防施設及び広島ヘリポート内の主要施設を標示したものとする。

イ 範囲は、広島ヘリポートの告示の範囲とする。

- (2) 「広島ヘリポート場外グリッドマップ」

ア 主要な道路、鉄道、学校、病院、警察署、消防署及び河川等を標示したものとする。

イ 範囲は、広島ヘリポートの標点から半径約9Kmの円内とする。

(訓練)

第18条 管理事務所は関係機関の協力のもとに、この緊急計画の実効性を確保するため、次により定期的に訓練を実施する。

- (1) 図上訓練 関係機関又は一部関係機関の訓練担当者による机上の訓練
- (2) 部分訓練 各関係機関の役割分担を中心とした訓練
- (3) 総合訓練 図上訓練及び部分訓練に参加した関係機関が、それぞれの訓練の成果を元に実施する総合的な訓練。

- 2 訓練を実施した場合は講評を実施する。

(緊急計画に係る協議)

第20条 緊急計画の円滑かつ適切な実施を図るため、緊急計画の諸活動に係る事項及び訓練の計画等について、関係機関において協議する。

(広報業務)

第21条 職員は、業務上知り得た航空機事故等に係る情報又は資料を、次項の規定によるほかは、部外者に対し提供してはならない。

- 2 航空機事故等に関する広報業務は、土木建築局長が指定する者が一元的に行う。
- 3 前項の広報業務を行う場合において、事故調査に関する情報及び事故の原因に関する情報、推測等は、これを提供してはならない。
- 4 前項の広報を行う者は、公表すべき事項がきわめて重大であると認められる場合は、あらかじめ土木建築局長の承認を受けなければならない。

(その他)

第22条 法令及び地域防災計画等に基づく措置が実施される場合には、この計画にかかわらず当該法令及び計画等によるものとする。

2 この計画及びこの計画に基づく要領等に記載する事項は、国土交通省航空局から指示があつた場合は、国土交通省航空局の指示を優先する。

附 則

この計画は、平成24年11月15日から施行する。

附 則

この計画は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この計画は、平成27年 4月 1日から施行する。

別紙 1

緊急事態等における関係機関

関 係 機 閣	構 成
(1) 航空交通機関 (飛行情報を含む。)	・国土交通省 (大阪航空局広島空港事務所を含む。)
(2) 救難及び消防機関	・自衛隊 ・広島市消防局（広島西消防署）
(3) 警察及び警備機関	・広島県警察本部（広島西警察署） ・第六管区海上保安本部（広島海上保安部） ・ヘリポート警備受託者
(4) ヘリポート管理関係機関	・広島県、広島市、広島ヘリポート指定管理者
(5) 医療機関	・広島ヘリポート周辺の医療機関
(6) 航空運送事業者等	・第一航空(株) ・朝日航洋(株) ・中日本航空(株) ・オールニッポンヘリコプター(株)
(7) 通信機関	・N T T 西日本(株)
(8) ヘリポート関係事業者	・マイナミ空港サービス(株)

別紙2

緊急事態等における関係機関の活動分担

関係機関		活動分担
航空交通機関	国土交通省	ア 航空交通規制 イ その他必要な活動
	(一財)航空機安全運航支援センター	ア 臨時ヘリパッド、ヘリ飛行ルートの選定 イ その他必要な活動
救難及び消防機関	自衛隊災害派遣部隊	ア 搭乗者の救助 イ 傷病者の輸送 ウ 行方不明者の捜索 エ その他必要な活動
	消防機関 消火救難業務受託者	ア 消火活動 イ 搭乗者の救助 ウ 救急活動 エ 傷病者搬送活動 オ その他必要な活動
警察及び警備機関		ア 搭乗者の救助 イ 事故現場付近及び救護地区等の警戒警備 ウ 交通規制 エ 医療救護班輸送車両（医師）の先導 オ 遺体の検視と身元確認 カ 行方不明者の捜索 キ その他必要な活動
ヘリポート管理関係機関	広島県 広島ヘリポート管理事務所	ア 緊急対策現地本部の設置 イ 消火救難活動（委託により消火救難業務受託者が行う） ウ 搭乗者の救助（委託により消火救難業務受託者が行う） エ 搭乗者待機地区的設置 オ 傷病者救護地区的設置及び医療資器材の配置（ヘリポート内での航空機災害発生の場合） カ 傷病者数及び搭乗者の把握 キ 制限区域内への入場制限 ク 制限区域内の誘導 ケ 航空会社との連絡窓口 コ 現地関係機関との連絡調整 サ その他必要な活動
		ア 緊急対策本部の設置 イ 本庁関係機関との連絡調整 ウ 自衛隊等への災害派遣要請 エ その他必要な活動
	広島市	ア 「広島市地域防災計画 都市災害対策編」に準じた活動 イ 救護地区的設置（ヘリポート場外陸上での航空機災害発生の場合） ウ その他必要な活動
医療機関		ア 救護班の派遣 イ 救急医療活動 ウ その他必要な活動
航空運送事業者等		ア 乗客名簿の作成及び提出 イ 遺体の身元確認 ウ 通訳の配置 エ 放射性物質の積載等危険物の有無に関する報告 オ 被災者及び関係者の水、食事、衣類等必需品及び一時収容所等の手配 カ 油防除の対策
通信機関		ア 通信手段の確保 イ その他必要な活動
ヘリポート関係事業者		ア 消火救難隊への参画又は協力 イ その他必要な活動

別紙3

広島ヘリポート緊急対策本部及び同現地本部について

1 対策本部等の組織及び業務

「広島ヘリポート緊急計画」第8条第1項及び同条第2項に定める対策本部及び現地本部（以下「緊急対策本部等」という。）については、原則として次のとおりとする。ただし、災害対策基本法に基づく広島県災害対策本部が設置されたときは、同本部の指揮・連絡系統及び事務分掌に編入する。

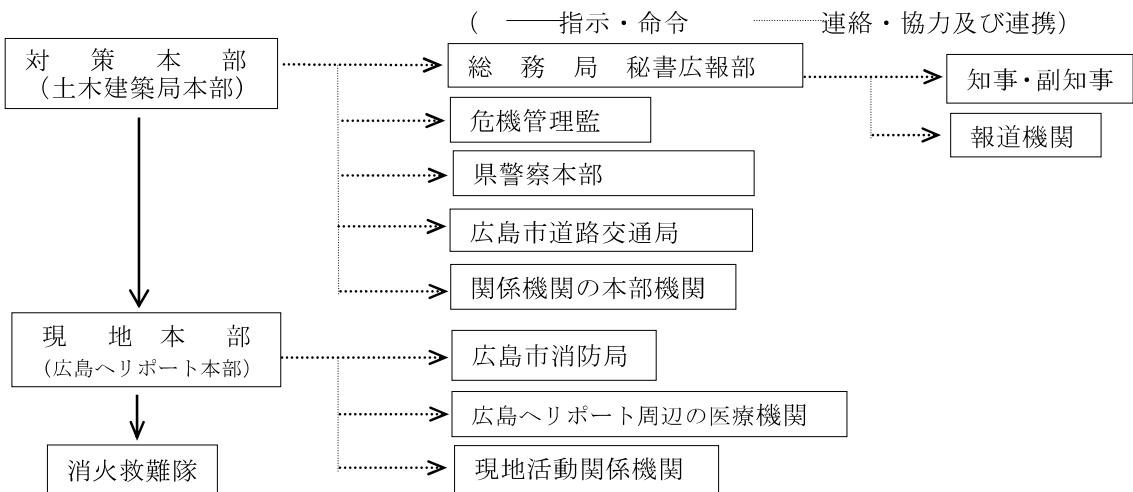
対策本部 (土木建築局本部)	名 称	広島ヘリポート緊急対策本部
	設置場所	広島県土木建築局内（事務局：空港振興課）
	組 織	本 部 長 広島県土木建築局長 副本部長 広島県空港振興課長 本 部 員 本部長が指示する職員
	主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態等の情報収集及び資料作成 ・現地対策本部への指示 ・関係部局との調整 ・報道対応 ・その他緊急事態等の対策に必要な業務
	名 称	広島ヘリポート緊急対策現地本部
現地本部 (広島ヘリポート本部)	設置場所	広島ヘリポート内（広島ヘリポート管理事務所教育訓練室）
	組 織	本 部 長 広島ヘリポート管理事務所長 副本部長 広島ヘリポート管理事務所副所長 本 部 員 本部長が指示する職員
	主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態等の情報収集及び報告 ・消防救難隊の編成・出動の指示 ・対策本部からの指示等の関係機関への連絡 ・業務処理に応じた班編成等（総務、消防救難、医療、協力等） ・その他緊急事態等の対策に必要な業務
	名 称	広島ヘリポート緊急対策現地本部
	設置場所	広島ヘリポート内（広島ヘリポート管理事務所教育訓練室）

2 設置基準

原則として、緊急事態等が発生時において、関係機関等との協力・連携のもとに対策を講じる必要があると認められるときに設置するものとする。（例：被害の恐れがあり広範に影響が見込まれる場合等、あるいは状況によって、広島県災害対策本部の設置が予測される場合など）

3 連絡系統

緊急対策本部等の連絡体制は、原則として次による。



4 緊急連絡体制

初動時の緊急連絡体制については、別に定める。

第5節 放送機関

第1 日本放送協会広島放送局

1 非常災害発生時の応急対策

(1) 緊急報道体制の確立

非常災害が発生した場合は、防災関連機関と連絡を密にし、非常災害時における指定公共機関としての役割を遂行するため、災害に関する報道を優先して放送するよう緊急報道体制を早期に確立する。

(2) 放送施設の措置

非常災害が発生した場合は、次の措置をとる。

ア 連絡系確保、非常無線通信の利用

イ 施設の応急対策

ウ 必要機材の借用、調達

エ その他電波確保に必要な事項

(3) 非常災害関係情報の報道

非常災害関係情報の放送に当たっては、直接的な災害の防止、社会的混乱等二次災害の防止、被災者の援護・復旧に資するため、正確、迅速な情報の提供に努める。

2 災害対策本部の設置

発災時において、広島放送局内に「災害対策本部」を設置し、災害応急対策に万全を期する。

(1) 組織

災害対策本部		
本部長	局長	* 災害に関する重要事項の審議・決定
副本部長	副局長	* 各部における緊急計画の調整
事務局長	企画専任部長	* 災害対策についての対外折衝
本部員	各対策部長	* 災害に関する情報の収集・連絡
放送対策部		
コンテンツセンター長		* 安否情報・生活情報・ニュースの編成・取材・送出 * データ放送、ライフライン放送の実施 * 災害情報HPの公開
施設・受信対策部		
技術専任部長		* 放送施設の被災状況収集と電波確保 * 送信・制作・送出技術現場の要員・機材確保等 * 避難所等での放送受信の確保
視聴者対策部		
メディア展開専任部長		* 視聴者への情報の周知 * 視聴者対応活動の円滑な実施 * 放送支援の実施
営業対策部		
視聴者リレーションセンター長		* 視聴者に対する受信の確保 * 委託取次収納員等に対する支援活動の円滑な実施 * 放送支援の実施
管理対策部		
資源管理専任部長		* 局舎管理・生活必需品の確保等多岐にわたる現場支援 * 職員・家族の安否確認 * 放送支援の実施

(2) 職務基準

- ア 基本方針策定
- イ 各部間緊急計画の調整と情報交換
- ウ 部外関係機関との折衝と連絡
- エ 部内応援体制の調整
- オ マスコミとの対応

等について審議決定を行う。

(3) 災害時における放送要請に関する協定

広島市との「災害時における放送要請に関する協定書」（昭和 60 年 3 月 1 日締結）に基づき対応することとする。

(4) 部外関係機関との協力

県、市、中国電力、中国電力ネットワーク、広島ガス、N T T 等関係機関と緊密な連携を保ち、発災後における混乱防止の対策を図る。

第2 株式会社中国放送

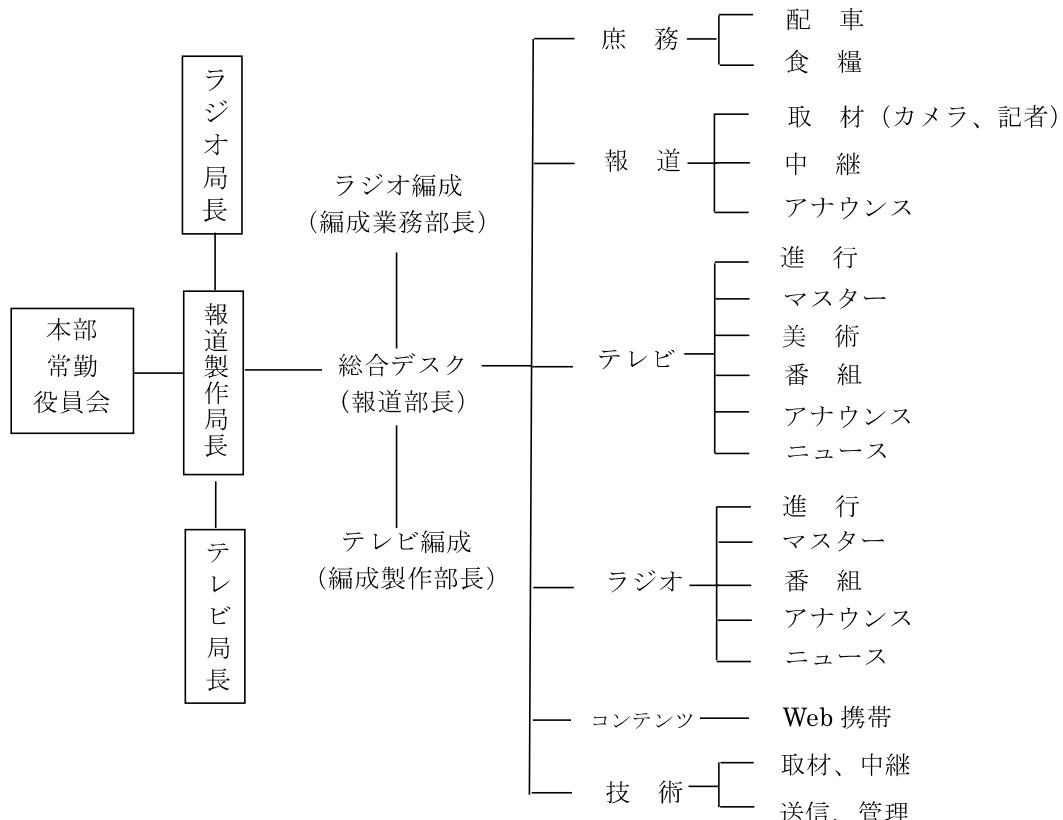
1 災害時における関係情報の受信担当

- (1) 広島市企画総務局広報課－中国放送報道部長
- (2) 夜間・休日・祝日の場合
報道部員（取材部員）－報道部デスク－報道部長

2 災害対策本部の設置

災害が発生した場合対策本部を設置する。

報道局のほか関係局の配置



3 災害時の放送番組の編集・放送

災害時にあっては、広島市と中国放送との協定を遵守し、すべて当社対策本部の指示に従って編集し、放送する。内容は速報、臨時ニュース、特別番組など。

第3 広島テレビ放送株式会社

災害・緊急事態における放送対策要綱

1 基本方針

この要綱は災害、並びに緊急事態の発生に際し、「災害対策基本法」、「放送法」等に基づき放送の社会的使命を達成するため、放送及び放送体制の確保に万全を期すことを目的とする。

注) ①「災害」とは………災害対策基本法第2条及び放送法第6条の2に基づき暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、大規模な火事、その他による災害。

注) ②「緊急事態」とは…災害等の外的事由により平常的な放送及び業務を変更し緊急取材体制を必要とするもの。

注) ③この要綱は、災害対策基本法にいう「防災計画」とする。

2 災害・緊急事態の種類

区分	緊急取材放送体制の範囲	防災体制の範囲
A級	緊急事態のうち最大級のもので、放送の継続が不能又は番組の全面変更を要する場合 イ 地域社会に大影響を及ぼす災害の発生。(広島県、広島市及び隣接県などに発生した大震災、大火など) ロ 国家情勢に大影響を及ぼす関東大震災級の災害。	本社主要社屋に被害が及び、放送に重大な影響を与えるおそれのある場合
B級	緊急事態のうちA級に次ぐ場合 イ 地域社会に影響を及ぼす災害の発生(エリア内で起った大火、水害、地震、海難、航空機、列車事故など) ロ 新潟地震級の大都市を中心とする大災害	本社主要社屋に被害が及び、放送に影響を与えるおそれのある場合
C級	緊急事態のうち比較的軽度の場合 イ 地域社会における災害、事故の発生(比較的軽度の台風、地震、公共建築物の火災、交通機関の事故など) ロ 国内社会情勢に影響ある事態の発生。(大都市火災、航空機墜落、緊急金融措置など)	本社以外の主要社屋、設備に被害が及び、放送に影響を与えるおそれのある場合

(注) 国内外関係の緊急事態についての対策は、キー局との連携が不可分であり、広島テレビ放送としての対策は、キー局との連絡により行う。

3 災害・緊急事態対策本部の設置

災害・緊急事態が発生し、本要綱のA級を適用するときは、自動的に対策本部が設置される。

B・C級の場合も、常勤取締役構成者の判断において、その必要を認めたときは対策本部を設置する。

対策本部は、原則として本社内に設置する。

(対策本部の構成)

対策本部には対策本部長をおく。

対策本部長は、代表取締役の指名した常勤取締役会構成者があたる。

対策本部の構成員は、対策本部長の指名によるものとする。

(対策本部長の機能)

対策本部長は日常の分掌規定、職務権限にかかわらず、番組の決定実施、スポンサー及びネット関係局との折衝において、一切の責任と権限を有する。

4 災害・緊急事態発生の連絡

災害・緊急事態が通常勤務の昼間に発生した場合は、報道部門責任者から常勤取締役会構成者にあらかじめ定めた連絡ルートにより連絡する。

対策本部の設置決定については、総務部門責任者を通じて社内全部局に通達する。

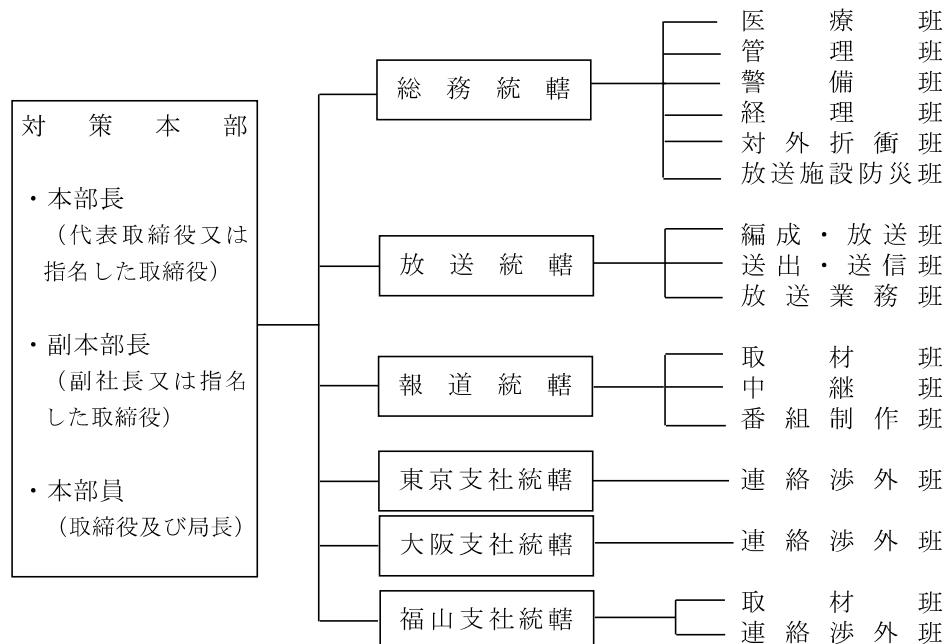
災害・緊急事態が休日及び夜間に発生した場合は、速やかにあらかじめ定めた連絡ルートにより連絡し、指示を受ける。

5 災害・緊急事態発生時の組織及び放送体制

(1) 災害・緊急放送体制

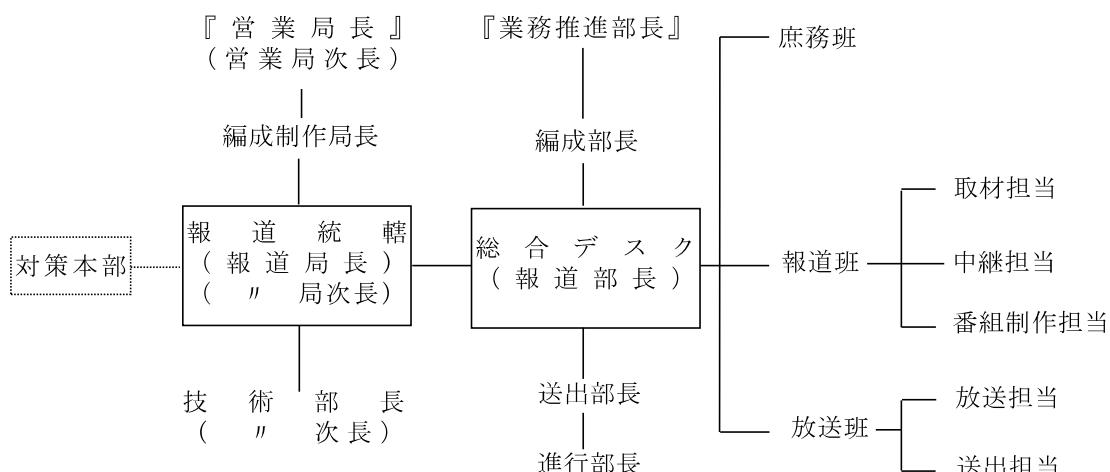
A 級

全社員を対象とし非常配置につく。



B 級

報道局員を中心に特別編成し、次の配置につく。

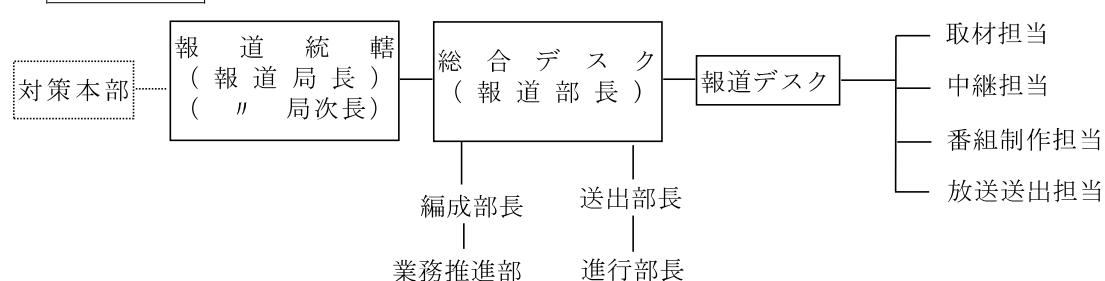


注① 『 』は必要に応じて連絡協議する。

注② 防災体制については、必要に応じて配置する。

C 級

報道局員により次の配置につく。



(2) 各班の分担職務内容

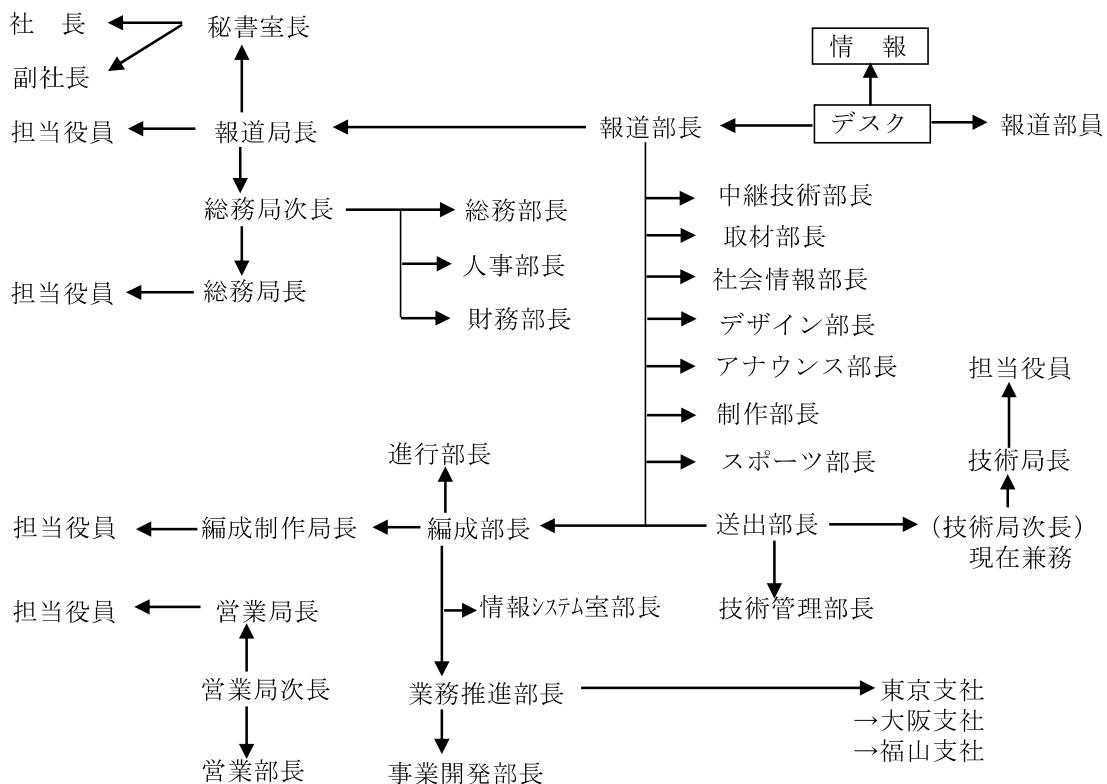
(A 級)

医療班	災害放送体制中のケガ・病気等の医療手配
管理班	本社社屋の防災管理、対策本部設置に伴う設備、食糧等の手配
警備班	本社社屋の警備
経理班	取材・中継費用、輸送資金など臨時資金の確保配分
対外折衝班	外部からの問い合わせ等への対応窓口
編成・放送班	特別番組の編成、放送の実施、回線の申し込み
送出・送信班	本社マスターの送出体制の確保、本社及び送信所、中継局の機器の保守管理、電源の確保
放送業務班	コマーシャルの扱い、放送枠の検討、スポンサー・代理店との折衝及び支社への業務連絡
取材班	取材、編集、放送に関する業務
中継班	中継に関する業務
番組制作班	報道特別番組の取材、制作、放送に関する業務
連絡涉外班	本社との業務連絡、キー局、スポンサー、代理店との折衝
放送施設防災班	放送設備の防災管理及び本社電源設備の維持管理

(B 級)

庶務班	災害・緊急事態における特別編成の庶務全般
報道班	特別編成の取材、制作、中継等の業務全般
放送班	特別編成の放送、送出業務全般

(3) 災害・緊急時における連絡ルート

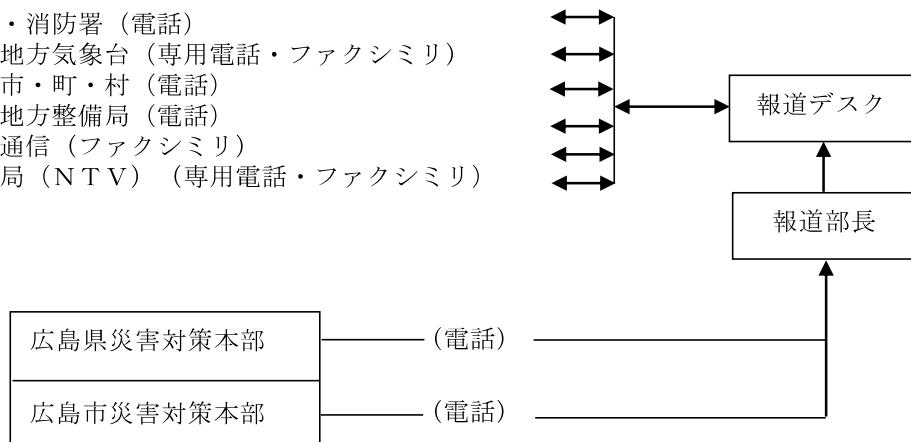


注① 夜間は、報道部宿泊者が報道デスクを代行し、各部署への連絡にあたっては、創出部宿泊者がこれに協力する。

注② 全職員への緊急連絡ルートは、各局にて作成する。

(4) 災害情報の入手体制

警察・消防署（電話）
広島地方気象台（専用電話・ファクシミリ）
県・市・町・村（電話）
中国地方整備局（電話）
共同通信（ファクシミリ）
キー局（N T V）（専用電話・ファクシミリ）



6 災害・緊急事態発生時の特別番組の編成及び緊急警報信号の送出

災害時にあっては、「放送法」と「災害対策基本法」による指定地方公共機関の責務（別紙資料）を遂行するため、災害情報の放送を行う。（緊急警報信号の送出を含む。）

緊急事態下における放送及び番組編成は、公共機関からの連絡、発表事項等を優先して取り扱う。

特に、災害については、被害対策、被害状況、救援対策等の速報にあたり、流言ひ語の類には注意する。

（番組編成措置）

	放 送 内 容
A 級	臨時ニュースの挿入 平常番組の中止 (放送休止時なら直ちに開始準備) レギュラーの枠をはずし、全面特別放送に切り替える。
B 級	臨時ニュースの挿入 (番組の一時中断も可) レギュラーの枠は一応生かすも、適宜特番を組む。 (事態にふさわしくない内容は中止又は変更する)
C 級	臨時ニュースの挿入 (ロールスーパー、ステブルのとりきり、場合によっては音声のみ 一時中断も可) レギュラー枠はそのまま生かし、特番あれば枠内で考慮する。

各ランクの適用

発生したる緊急事態の各ランク適用は、常勤役員会構成者の判断（単独若しくは合議）によるものとする。事態の推移によるランクの変更、及び解除の指令も同様とする。

（CMについて）

CMについては、その内容を検討し、挿入、不挿入を決定、緊急事態下の人心に違和感を与えるおそれのあるコマーシャルについては、これを削除又は災害見舞い等の内容等に変更することがある。

この場合、スポンサーには可能な限り速やかに了解を求め、やむを得ない場合は、事後了承を求ることとする。但し、C級の場合は、前後に断りのテロップを挿入する。

7 災害・緊急事態時の放送設備の防災対策

（建物の防災対策）

災害時における火災、水害等から本社及び中継局の建物を守るために必要な措置と体制を確立する。

(放送設備の防災対策)

(1) 電源障害

ア 自家発電装置の点検整備を常時行い、災害時故障なく運転できるようにする。

イ 自家発電装置の燃料、冷却水を確保する。

ウ 電力会社と常時連絡をとり、受電確保策の事前打合せをしておく。

(2) 送信機及び空中線障害

ア 紙電線については、災害時に故障なく放送できるよう点検を綿密に行い、予備品等を確保する。

イ 地震により紙電線が破損した時は、送信機への被害を最小限にするため、先ず送信電力を低減し、状態を確認した後対策をたてる。

(3) 中継回線確保

ア 西日本電信電話㈱と常時連絡をとり、回線確保の事前打合せをしておく。

イ FPUを常時整備し、必要の場合無線中継を行う。

(但し、取材中継との使用順位を考慮する。)

(4) 非常持出

物品、重要書類の搬送について体制を確保する。

(5) 放送運行

A P C事故の際、又は頻繁な番組変更のための手動運行態勢をとる。

(6) 暴徒対策

特に送信所など災害便乗の部外者侵入に対する警備を厳重にする。

(7) サテライト局の障害

監視人、関係業者との連絡を周知、確保する。

(8) 支社、キー局関係、報道機関などの連絡確保

ア 西日本電信電話㈱と常時連絡し、回線確保対策を打合せる。

イ 本社アマチュア無線局を活用する。

(災害時における協力)

(1) 系列局間応援と協力依頼

ア 取材、中継対策。

イ 資材、要員その他の相互協力。

(2) 地域内応援と協力依頼（鉄塔、局舎、設備その他）

8 防災訓練計画

(社内訓練)

災害・緊急事態発生時には、社員が迅速かつ的確に防災業務を遂行できるよう、次の計画により防災訓練を行う。

(1) 個別訓練

組織動員、情報連絡、放送運行、取材中継、放送施設防災、局舎防災、輸送、宿泊、給食給水、避難救助、非常持出し及び医療救護の各対策について個別に訓練を実施する。

(2) 総合訓練

個別訓練事項の全部について、総合的に訓練を実施する。

(関係機関との共同訓練)

地方公共団体等の主催する防災訓練、防災研究会等に積極的に参加する。

第4 株式会社広島ホームテレビ

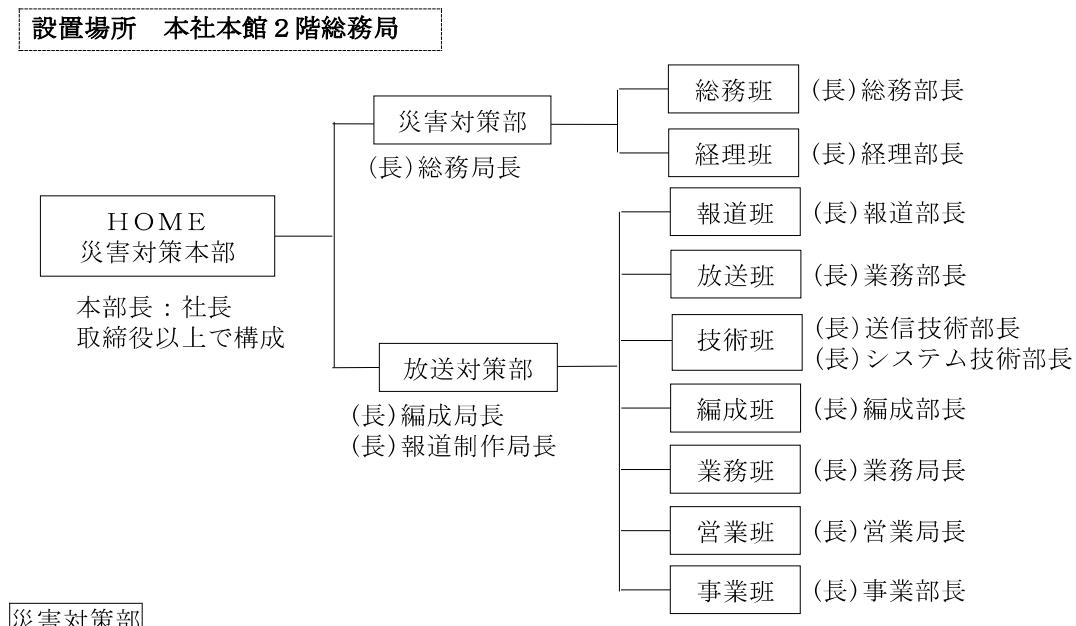
広島ホームテレビ非常事態緊急体制

〈目的〉

非常事態の発生に際し、放送の公共性に鑑み、被害を最小限に止め、放送設備の確保に務め、住民に正確な情報を迅速に伝え地域社会の安全に寄与するとともに、会社機能の円滑な運営を図ることを目的とする。

〈組織〉

社長は非常災害が発生したときは、災害の規模および状況に応じて災害対策本部を設置する。
社長不在の時は、あらかじめ定める順序に従い代行する。



災害対策部

従業員の安全と本社施設を確保し、放送対策部を支援する。

放送対策部

放送手段を確保し、災害放送を実施する。

編成班(編成局編成部、放送番組審議会事務局)

- ・災害特別番組の編成、ネットワーク間の連絡とネットタイムの番組編成。
- ・視聴者からの問い合わせ対応、情報の収集を行う。

業務班(業務局業務部、東京支社業務部)

- ・災害特別番組の編成に伴い、営業班に番組、CMの休止や移動の連絡を行う。

営業班(営業局営業部、東京支社営業部、大阪支社営業部、福山支社営業部、福岡支社)

- ・スポンサーと広告代理店に対し、災害放送実施状況の説明・連絡とスポンサーの被害状況などの情報収集。

報道班(報道制作局、報道部福山支局、アナウンス室、業務局メディア戦略部)

- ・災害放送を実施、取材活動、情報の社内伝達を行う。

技術班(技術局)

- ・放送手段を確保し、報道班とともに災害放送を行う。

事業班(営業局事業部)

- ・業務班と連携し、事業イベントの連絡を行う。

〈任務〉

本部長は、全般を統括し、班長を指揮する。

班長は、本部長の指揮に従い、部員に命令する。

部員は、班長の命令に従い、行動する。

〈体制〉

一次体制「連絡本部」の設置

非常事態の発生に伴い、第一報を受けた部署が連絡本部となる。

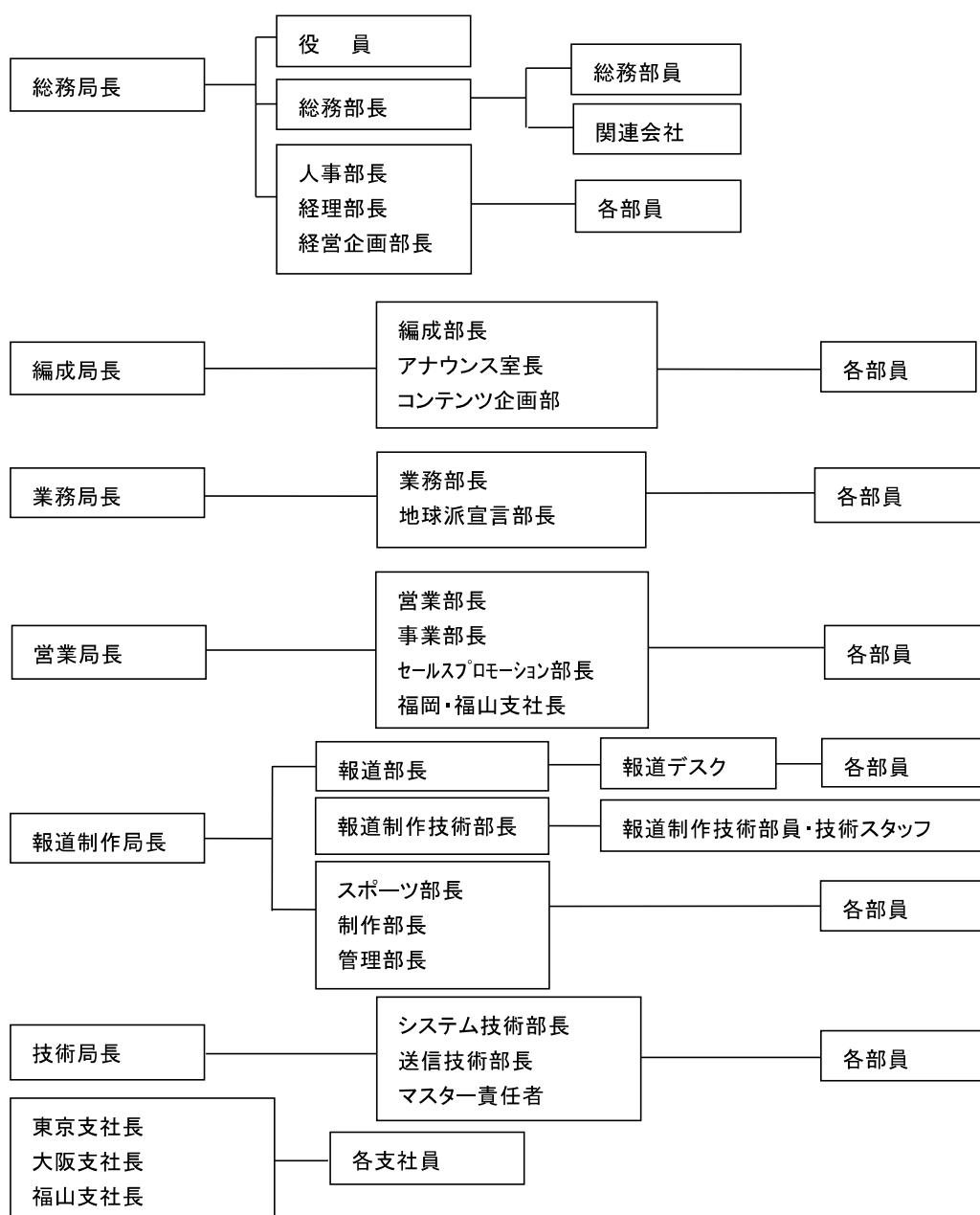
二次体制「対策本部」の設置

社長は非常事態の態様により、必要と認めたときは、「緊急事態対策本部」を設置する。

それまでは、「連絡本部」がその役割を代行する。

1 伝達系統

■緊急連絡網■



2 取材活動

報道部を主力とした取材チームが県、県警、消防、自治体等へ出動し取材する。

3 緊急放送の実施

緊急事態が発生したときは、本部は必要により通常番組を緊急事態番組に切り替えて放送する。放送については、緊急事態における放送番組の編成措置基準に準じる。

〈緊急事態時における放送番組の編成措置基準〉

(緊急事態の区別)

1 非常緊急事態とは、災害等の外的事由により経常的放送実施に変更を要する場合を示し、その事態を次の内容に区分する。

- (1) A 級 緊急事態のうち最大級のもので、番組の全面変更を要するもの。
(放送の継続が不能となった場合を含む。)
- (2) B 級 緊急事態がA級に次ぐ程度（性質）のもの。
- (3) C 級 緊急事態のうち比較的軽度のもの。

(緊急事態下の放送番組編成措置)

2 緊急度の区分に応じて、次のとおり編成する。

- (1) 緊急度 A級

ア 臨時ニュースの挿入

発生と同時に通常番組を中断し、臨時ニュースを挿入する。

イ 特別報道番組を組む

以後通常番組を休止し、全面特別番組に切り換える。

(CMについて)

CMはその内容を検討し、挿入、不挿入を決定、スポンサー了解は可能な限り速やかに行うが、やむを得ない場合は、事後連絡をする。

- (2) 緊急度 B級

ア 臨時ニュースの挿入

A級に同じ

イ 特別報道番組（又はワイドニュース）を組む

以後の通常番組は、一応生かすが、適宜特別番組（又はワイドニュース）にする。

ウ 速報キャンペーンの実施

災害等の場合は、被害状況、救助対策の速報、救援キャンペーンを実施する。

(CMについて)

A級に同じ

- (3) 緊急度 C級

ア 臨時ニュース（又はニュース速報）の挿入

ロールスーパー、ステプレのとりきり、場合によっては音声のみ一時中断する。

イ 特別番組（又は報道番組）を組む

以後の通常番組は、事件の内容に対して不適当な娛樂番組のみ中止し、特別番組（又は報道番組）に切り換える。

(CMについて)

A級に同じ。ただし、この場合、前後に断りのテロップを挿入する。

3 放送番組の編成措置の細目については、各班において事態に応じ所属長の判断により実施する。

第5 株式会社テレビ新広島

災害時放送業務継続計画

非常災害が発生した時は、テレビ放送の公共的使命をふまえて、機器設備の保安を図りながら、全社員一致協力して発災直後から速やかに「災害放送」を行うことを最重要業務とする。

1. 非常災害の定義と判定者

(1) 定義

【ランクA】

広島県内で発生した震度5強以上の大地震やそれに伴う津波・火災などの大災害のことで、市民生活に重大な影響が生まれたり当社の放送機能が損なわれたり損なわれる恐れがある場合をいう。

【ランクB】

広島県内で発生した震度5弱以下の地震でランクAに次ぐ大規模な災害。判定基準を明確にするため併記する。

(2) ランクの判定者

報道制作センター長・編成局長・報道統括局長が協議の上、決定する。

(3) 判定基準

	ランクA	ランクB
災害の程度	重大な災害	Aに次ぐ災害の規模
震度の目安	震度5強以上	震度5弱以下
津波の目安	大津波警報・津波警報	津波注意報

2. 緊急番組制作（初動段階）

(1) 休日・早朝・夜間の場合

通常勤務時間外に災害が発生した場合、総合対策本部が設置されるまでの応急体制として、「緊急放送部」を組織する。

緊急放送部は報道のデスクを長として、情報システム部・技術部・業務部・放送部・編成部・メディア戦略部・報道部・アナウンス部、およびTSSプロダクションの緊急出勤者で構成し、報道部に設置する。

緊急放送部は速やかに状況を判断して緊急災害放送を実施し、関係部署への連絡にあたること。

(2) 就業時の場合

通常業務における業務分掌によって行う。

3. 第1報の放送

(1) 内容

- ① 緊急地震速報
- ② 地震情報・津波情報
- ③ 政府・自治体・公共機関からの告知
- ④ 被害状況、家屋などの倒壊や火災、道路の寸断など
- ⑤ 生活情報～交通情報、ライフライン、食料など

(2) 実施形態

速報スーパー またはカットインで行う。

(3) 取材先・情報源

広島地方気象台 日本気象協会 広島県警本部 広島県庁

広島市役所 福山市役所 吾市役所

広島市消防局 第6管区海上保安本部 J R西日本

広島空港 広島港

中国電力 中国電力ネットワーク 広島ガス NTT西日本 NTTドコモ など

4. 第1報の放送に続く 他の緊急行動

初動の作業にあたる者あるいは緊急放送部は第一報の放送に続き、下記の行動を起こして本社の災害対策体制を整える。

(1) 緊急特別番組の編成・放送

		ランク A	ランク B
特別番組	編成	C M中でも番組中でも通常番組枠をカットして速やかに実施	通常番組枠を配慮して実施
	C M	送出しない（ローカル処理、ネット局には送出）	送出する
	ネット局への配慮	T S S 報道センターOUTを地上回線またはF-S A Tで送出	左に同じ
		T S S 発ネット枠の場合、当面は通常番組をそのまま送出	左に同じ

(2) 放送機器や設備の点検および要請対応

技術部員は出社後、各設備の緊急点検を行い放送確保に努める。

大災害の場合は、早い段階で系列応援や燃料確保を要請する。

(3) 報道取材の手配

5. 総合対策本部の設置（第2段階）

(1) 本社内に総合対策本部設置

初動対応の後、企画総務局長・システム技術局長・編成局長・報道統括局長は、災害の規模について協議・判定し、社長を本部長とする総合対策本部を設置する。

総合対策本部は「放送対策部」「営業対策部」「災害対策部」で構成する。

(2) 組織および役割 2013/6/24-

総合対策本部 本部長=社長	
放送対策部	放送手段を確保して、災害特別番組を放送する 部長=メディア本部長 (副)=システム技術局長・編成局長・報道制作局長
	システム技術局 情報システム部・技術部・映像技術部
	業務推進局 放送部
	東京支社 編成業務部
	編成局 編成部・メディア戦略部
	報道制作局 報道部・制作部・スポーツ部・アナウンス部
	本社施設と社員の安全を確保し、放送対策部・営業対策部の活動を支援する 部長=経営推進本部長 (副)=経営企画局長・総務局長
災害対策部	経営企画局 経営企画部・経営管理部
	総務局 総務部・人事部
	営業局 事業部
営業対策部	スポンサーや代理店のケアにあたる 部長=営業本部長 (副)=営業局長 東京支社長
	営業局 業務部・営業開発部・営業部・福山支社・大阪支社
	東京支社 営業部

(3) 要員

全社員を要員とし、平常の社内機構にかわる臨時の機構として災害報道を主とする放送業務を遂行する。

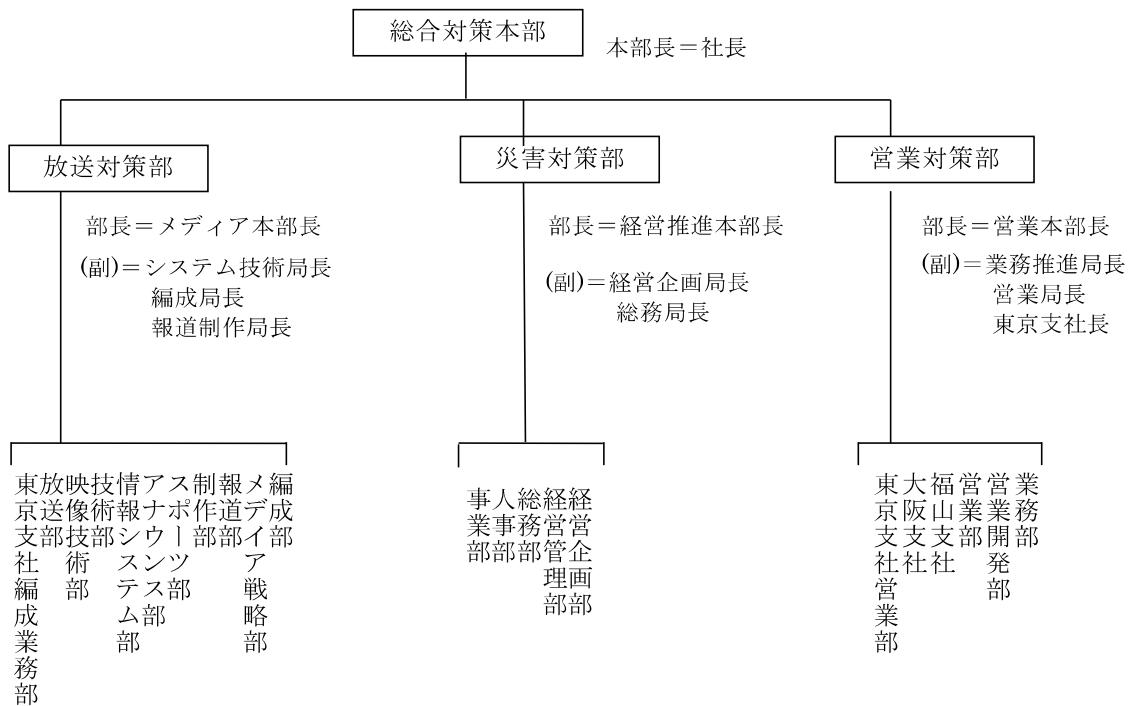
社員は各自の判断で状況を把握し、速やかに持ち場に向かう。但し、家族や自宅に異常がある人は緊急動員から除く。

(4) 指揮命令権者の心得

指揮命令権者は、次の項目に配慮して指揮・命令を行うこと。

- ・一定位置にとどまり、指令に専念すること。
- ・各部の社員に業務量の偏りのないよう、業務の配分や人員の配置を適宜に行うこと。
- ・業務関連に対して、社員に横の連絡をとらせること。

<組織図>



第6 広島エフエム放送株式会社

広島エフエム放送緊急事態対策要綱

第1章 本則

第1条（目的）

この要綱は、緊急事態が発生したときまたは発生するおそれがあるときの対策を定め、わが社の社会的使命を達成することを目的とする。

第2条（定義）

緊急事態とは、災害、事故、その他の事由により、通常の放送および業務の変更を要する場合をいう。

第3条（緊急事態発生の連絡）

緊急事態の発生、または発生のおそれがあることを知った者は、直ちに所属部長にその内容を連絡し、所属部長は直ちに担当常務に連絡する。この場合所属部長、担当常務不在のときは、他の部長、常務に連絡する。連絡を受けた常務は、直ちに社長に連絡すると共に幹部会を召集する。

第4条（緊急事態対策本部の設置）

1 幹部会はその判断により緊急事態対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

2 本部に本部長をおく。

本部長は社長（社長不在のときは社長の指名した役員）がこれにあたる。

3 本部の構成員は、本部長の指名による。

第5条（本部の機能）

1 本部長は社の業務一般ならびに放送番組の編成、放送の実施およびスポンサー・廣告代理店、ネット関係局との折衝において一切の権限と責任をもつ。

2 本部は、緊急事態の状況に応じて、臨時に緊急放送体制と緊急防災体制の組織を編成する。

第6条（社員の行動）

社員はすべて本部の指示のもとに行動し、これを拒んではならない。

第7条（本部の解散）

本部は、本部長の判断により解散する。

第2章 想定事例

第1 緊急事態およびこれに対応する放送及び緊急放送体制を例示すれば次のとおりである。

1 緊急事態

(イ) 地域社会に重大な影響をおよぼす災害の発生（広島県および隣接県などに発生した大震災、大火、爆発、水害、および列車、船舶、航空機の重大事故など）

(ロ) 天皇・皇后および皇位継承者のご死去

(ハ) 首相および国内要人の急死

(ニ) わが国に重大な影響を与える戦争、動乱、クーデターの発生など

(ホ) わが国に重大な影響を与える災害の発生

(エ) わが国に重大な影響を与える政治的・経済的変事の発生

(ト) 社会的不安を惹起する大事件の発生

2 対応放送

(イ) 臨時ニュースの挿入

発生と同時に番組を中断し、臨時ニュースを放送する。

(ロ) 特別番組の編成

以後のレギュラー枠をはずし、全面特別番組に切りかえる。

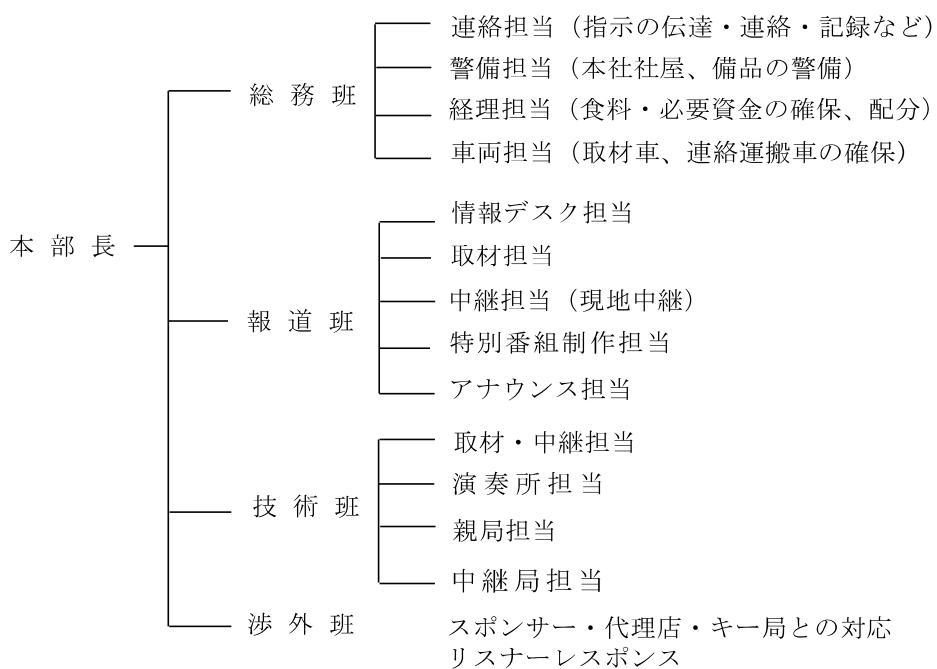
(a) ワイドニュースの放送

以後のレギュラー枠は一応生かすが、適宜ワイドニュースを放送する。

(c) 速報

災害時の場合は、被害状況、救護対策を速報する。

3 緊急放送体制

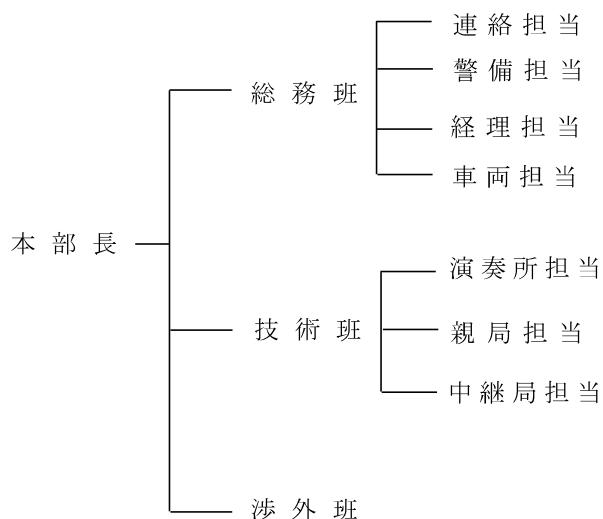


第2 緊急事態及びこれに対応する緊急防災体制を例示すれば次のとおりである。

1 緊急事態

天災または人災などにより本社又は親局若しくは中継局に被害が及び、放送停止の状態が長時間に及んだとき、またはそのおそれのあるとき

2 緊急防災体制



参考 風水害等対策の時系列一覧表

地域防災計画上の項目等		平常時	警戒時	発災時	発 災 後			復旧・復興	
					6時間	24時間	3日後	1週間	1か月
予 防 対 策	洪水、高潮・津波対策	対応マニュアル作成・訓練実施・各灾害対策事業推進等	気象情報収集・施設点検等						
	土砂・宅地災害等対策								
	風害対策								
	震災対策								
応 急 対 策	災害警戒・対策本部の設置			設 置					
	職員の配備・動員			配 備 ・ 動 員					
	情報の収集及び連絡			情 報 収 集 ・ 連 絡					
	災害広報・広聴の実施			広 報	広 聴				
	避難対策			避 難 ・ 誘 導					
	衣食等生活必需品供給				生活必需品供給				
	給水及び上水道施設応急対策				応 急 給 水				
	停電応急対策				情 報 収 集 等				
	消防活動				消 防 活 動				
	水防活動			水 防 活 動					
	救難対策				救 難 活 動				
	医療・救護				医 療 ・ 救 護				
	遺体の搜索、収容及び火葬				搜 索 ～ 収 容 ～ 火 葬				
	保健衛生					保 健 衛 生			
	清掃				清 扫				
	下水道施設応急対策				応 急 復 旧				
	輸送対策				緊急輸送・緊急輸送道路確保				
	警備対策				警 備 対 策				
災 害 復 旧	住宅等応急対策						一次収容施設供与・仮設住宅建設		
	公共施設等応急対策					応 急 復 旧			
	文教対策				生 徒 等 の 避 難			応 急 教 育	
	災害救助法の適用				災 害 救 助 法 適 用				
公 益 事 業 等	応援要請及び協力要請				応 援 ・ 協 力 要 請				
	災害ボランティアとの連携				受 入 れ				
	被災者支援策				メニューの検討・実施				
	生活援護						生 活 援 護		
	企業等援護						企 業 等 援 護		
	義援金・救援物資の受入れ、配分				救援物資受入・配分等			義 援 金 配 分	
罹 災 証 明 書 発 行	罹災証明書の発行						罹 災 証 明 書 発 行		
	公共施設災害復旧						公 共 施 設 復 旧		
公 益 事 業 等	電力施設				応 急 対 策				
	ガス施設				応 急 対 策				
	電信電話施設				応 急 対 策				
	交通輸送施設				応 急 対 策				
	放送機関				応 急 対 策				

※ それぞれの範囲については、概ねの着手時期を示す。